

生活困窮者支援を通じた 地域づくり

平成28年度
自立相談支援事業従事者養成研修
前期共通プログラム

ルーテル学院大学 和田敏明

排除のない地域づくりの 創造に向けて

1 排除のない地域づくりの目的

- 自立支援事業では「地域づくり」を進めていく事が不可欠である
- その理由は、生活困窮である事は、単に経済的困窮だけでなく、社会的に孤立している事が多いからである
- 本人の自立においては、何より本人が生きようとする事が土台となる、そのためには、本人が何らかの社会関係を取り戻せるように、地域の中で居場所や役割を確保し参加できるようにしていかなければならない

○地域づくり

- 地域とは様々な人を受け入れ、お互いに支え合う場であると同時に、時には異質な人々を排除してしまうという側面もある
- 様々な差別や偏見を解消し、排除しない地域づくりを進める必要がある

○生活困窮者支援での地域づくりに必要な視点は、自立生活ができるような地域をつくるということ

- 個別支援と地域へのアプローチを一体的のとらえて「その人」が暮す生活基盤としての地域をより良くしていくということ

2 地域づくりに必要な視点

(1) 私達の問題ととらえる視点

- 「一人ひとりの問題」を「私達の問題」としてとらえる認識がなければ地域全体の問題として解決していく事は出来ない
- まず支援員がそうした視点を持ち支援する
- 地域の中に潜在的ニーズを持つ人多くいる
- 一人の支援員の支援には限界があり、多くの人々と連携、協働して解決に当たる必要がある
- 問題の共有化が出来て、地域の問題として取り組めることになる

(2)「無関心・自分ごとと考えない」を どう変えるか

- 個人の関心は、インフォーマルなネットワーク内でのつながりにとどまる傾向が強い
- このつながりから外にある人への関心は持ちにくい
- つながりの外側にある人との出会いやそこでの活動との出会いの機会作りが大切
- 自分の関心やネットワークとは異なる人との出会える場、学習、共同企画、活動を通じて関心がなかったり、つながりがなかった人々とのつながりが生まれる
- 活動が継続する事でつながりが広がり、一人一人の従来のネットワークや活動に、従来とは異なる人々や活動への関心が生まれる可能性が広がる

(3) 生きづらさをかかえた人の 支援プロセスを通じた「地域づくり」の意義

- 生きづらさをかかえた人は地域社会が改善すべき事を教えてくれる存在
 - ・ 生きづらさをかかえた人が抱える、多様で複合化した課題は、地域に多くの課題がある事であり、この現実を認識し、地域で受け入れ、社会参加の場や居場所をつくり出すために知恵を出し合い、工夫することで地域のあり方が変化する
- このような地域を創る事で、生きづらさをかかえた人が、自立に向かおうという意欲が出てくる。自立できる地域づくり、地域システムづくりをめざす
- 行政、福祉関係機関、住民、企業、NPO等の協働が不可欠、生きづらさをかかえた人の支援システムをつくるプロセスを通じて新たな地域づくりコミュニティづくりが進展する

(4)「地域づくり」の留意点

①共感にもとづく連帯の支援

- 制度の利用、他者の援助を受けなくなる事を援助のゴールにするのではなく、必要に応じては制度・サービスを継続的に利用しながら、他者とのかかわりで生きていく力、一方で自らも社会参加・社会貢献の役割を果たしていく
- 生活困窮者を支援や、サービスの利用者と位置付けるのではなく、生活の当事者と位置付け多様なニーズと可能性を実現していく「共感にもとづく連帯の支援」が必要

②地域住民が主体であること

- 「住民主体の原則」地域を作り上げていくのはそこに暮らす住民自身である
- 住んでいる地域住民の意思や選択を尊重し、主体的に自分たちの地域の問題解決にあたっていく事が出来るように支援員は援助する
- 生活困窮者支援の分野に住民の理解が十分とは言えない状況である、無関心、批判的、拒絶、反対する事もある
- 支援員は、地域の問題に必要な介入をしていく事から始まる、しかし、支援員主導を続けると、支援員に依存する関係が固定化する、支援員が抱え込むことになる
- 地域住民が主体的に地域づくりに参加していくためには、地域住民の主体性を育む取組が必要

3 地域づくりをどこから始めるか

(1) 個別支援を通じた地域づくり

- 地域での相談できる人を複数つくる
幼馴染や、過って職場の同僚だった人等
も含め話しやすい人を探し出す
- 定期的な訪問
- 民生委員・児童委員、ボランティア等の協力
- 近隣との関係づくり
- 同年代の集まり、行事に誘う

(2) 事業・活動の企画・実施を通じた地域づくり

○安心して過ごせる居場所づくり

- ・企画への参加が協力者をつくる
- ・場所の確保、資金の確保
- ・誘い、共に過ごすボランティア

○社会参加のプログラムづくり

- ・ボランティアセンターやボランティアグループの力を借り、ボランティア体験プログラム
- ・仕事体験プログラム、グループでの体験、多種類のプログラム、高齢者・障害者の支援プログラム等

社会資源の活用と連携・協働

1 社会資源とは

○概念

- ・ニーズを充足されるために(生活困窮者支援)用いられる、有形無形の資源である
- ・制度、機関、人材、資金、技術、知識等の総称
- ・支援員のみが活用するものではなく、本人が活用できるように支援員は必要な社会資源を調整する役割も求められる

○整理

- ・整備する地域単位、運営・設置の主体別、フォーマル・インフォーマル

○フォーマルな社会資源

- 制度化された資源

行政によるサービス、公的サービスを提供する民間組織によるサービス

- 特徴

サービス適用に関する評価基準、利用手続き等が設定されている、安定した継続性あるサービス供給、専門的サービス供給が期待できる

利用者に対する柔軟性が課題となる

○インフォーマルな社会資源

・制度化されていない資源

家族による一時的なサポート、親戚、友人、知人、近隣の人、ボランティア、自治会等

・特徴

利害関係を含まない愛情や善意を中心に成立、柔軟なサービス提供、体制構築が容易

継続性、安定性、専門的ノウハウが弱い

○支援員は地域の社会資源を把握し、特徴を認識しつつ、長所・短所を補完する形で最大限活用する。本人も社会資源を認知し主体的、選択的に活用する事で自立生活につながる事が望ましい

(2) インフォーマルな社会資源

- フォーマルな社会資源で全て支援が完結するわけではない、地域住民の取組が重層的に存在する事が必要
- 生活困窮者の早期把握や見守りにはインフォーマルな活動・協力が不可欠
- 住民の主体的活動は、支援員が一方向的に活用する見方をしていたのでは力を十分生かす事ができない
- 生活困窮を皆で解決していこうとする地域が、全ての住民にとって住みやすい地域となる事を示す事が必要

(3) 社会資源の活用

○社会資源の把握

- ・生活困窮者支援を効果的に進めていくためには地域の社会資源を最大限に活用する事が不可欠、そのために、まず、社会資源を把握する
- ・統計調査・福祉計画を調べる、関係機関・組織一覧作成、関係者と顔見知り、意見交換できる機会の企画・実施、インフォーマルな資源と接する機会の確保
- ・社会資源研究会などの組織化
行政や、関係団体で少人数で集まり検討する

(4) 社会資源の開発

① 地域の関係者ととともに社会資源開発を行う

- ・既存の制度だけでは援助出来なかった人たちを支援するためには、新たな支援プログラムやサービスが必要になる、社会資源の開発なしには生活困窮者支援は成り立たない
- ・「周りの人たちに共感してもらうこと」が重要
- ・施策、予算の手段有する行政、機動的で柔軟な対応に強みがあるインフォーマルな主体が協働し必要な社会資源を開発していく
- ・ストーリー(物語)のよって当事者と関係者、個人と地域、問題と社会がつながる、物語を通して共感が生まれ納得され、能動的にネットワークが構築される
- ・社会資源の開発には「意味づけ」が大切、内発的、主体的活動は継続される
- ・「地域社会の資源である」という視点重要

②中間的就労の場の創出・開拓

- 生活困窮者の中には、すぐには一般の事業所では仕事が出来ない人がいる、将来の一般就労を目指し「中間就労」の利用の機会を提供する
- 中間就労は一般就労に向けたトレーニングの機会であるとともに定期的アセスメントが講じられる事を前提に社会参加の場としても利用される場合もある
- 自治体とともに中間就労を行う事業者を創出・開拓する事が重要

ハローワーク、就労支援事業所、商店街、商工会議所、社会福祉法人、障害分野の就労継続支援A型、B事業所

中山間地域では官民協働の取組特に必要小さくても様々な仕事があり、働く場となりうる

組織されることで、社会資源は 役割を果たす

- 社会資源はそこにあるだけでは役に立たない
- 問題解決ニーズ充足のために組織されて始めて社会資源の役割を果たす
- 役立つように組織する事、必要な社会資源を創り出す事が大切

CSWと生活困窮者自立支援

豊中市社会福祉協議会の実践から



マスコットキャラクター“ビーのん”
よろしくね！！



社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会 勝部麗子



1,豊中市社協の経緯

昭和58年	法人格取得
昭和62年	賛助会費導入 *福祉のまちづくり講座、給食サービス
平成 4年	校区ボランティア部会設置事業 福祉作業所連絡会...なかまの店
平成 7年	阪神淡路大震災
平成 8年	小地域福祉ネットワーク活動
平成13年	介護相談員派遣事業
平成15年	こころのボランティア講座・ちょボラサロンへ
平成16年	地域福祉計画を市と協働で作成 福祉なんでも相談窓口を各校区に設置 *地域福祉ネットワーク会議、CSW配置
平成18年	運営推進会議へ参画
平成21年	福祉公社と統合 地域福祉権利擁護センター地域福祉活動支援センター 安心生活創造事業
平成23年	パーソナル・サポート事業
平成25年	生活困窮者自立支援モデル事業



2. 校区福祉委員会活動

個別援助活動・・・見守り・声かけ活動・個別支援

グループ援助活動・・・ふれあいサロン

世代間交流・ミニデイサービス

会食会・子育てサロン

その他・・・災害時の安否確認事業

子どもの安心安全見守り活動

福祉なんでも相談窓口



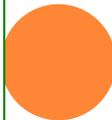
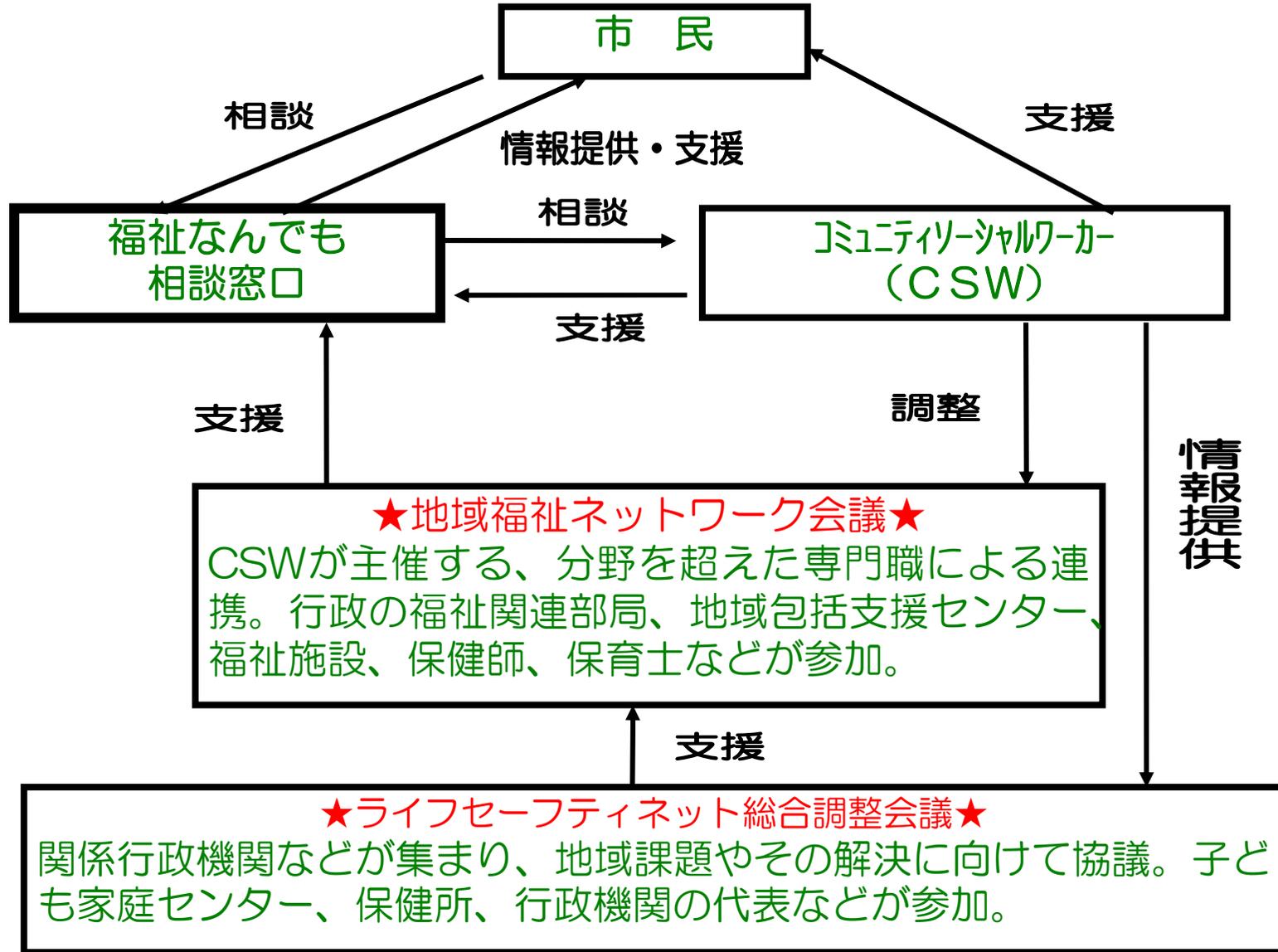
校区福祉委員会活動

福祉なんでも相談窓口（小学校区ごとに設置）

- 身近な福祉相談の実施と専門機関への取次ぎ
- 地域住民が集う、交流ふれ合いの拠点
- 福祉サービスに関する情報、ボランティア情報、地域福祉活動情報の受発信
- 概ね週1回、2時間開設



豊中ライフセーフティネットの仕組み



コミュニティソーシャルワーカーの 取り組み

相談者

本人・地域住民・民生委員など
関係機関職員
行政担当課、保育所・施設など
福祉なんでも相談窓口

相談

CSW

調整

問題解決

公民による支援のコーディネート
行政制度でサポート
ボランティアによる支援
校区活動による支援
困難事例についてはケース検討会



大阪府の定めるCSW
養成講座を修了しています



コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の役割は？

- 福祉なんでも相談窓口のバックアップ
 - ・社会的援護を要する人々への対応
 - ・複数機関の連携による支援が必要なケース
 - ・公民協働でのサポートが必要なケース
 - ・地域との関係調整が必要なケース
- 地域福祉ネットワーク会議の運営
- 地域福祉計画の支援
- セーフティネットの体制づくり
- 要援護者に対する見守り・相談



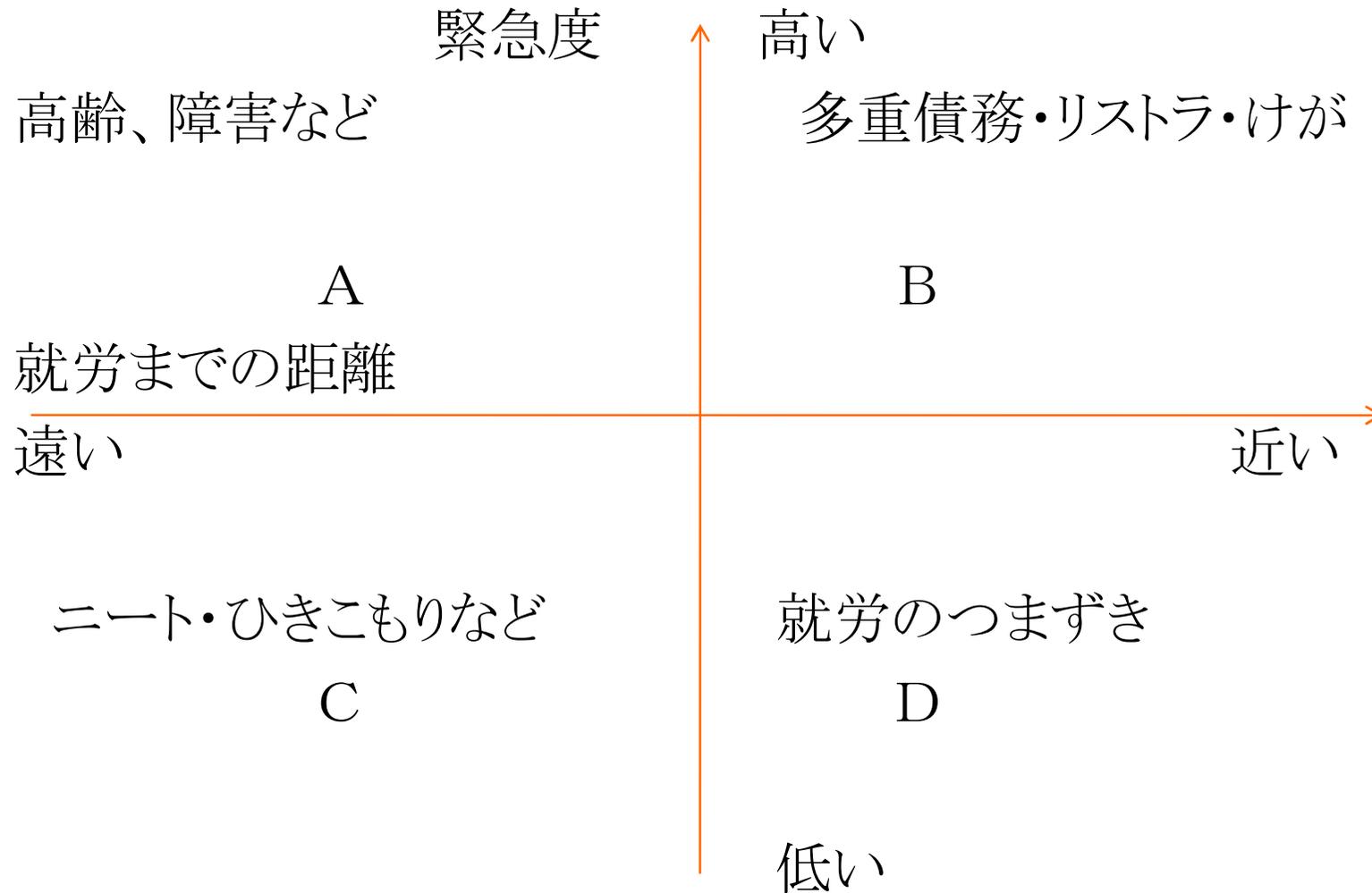
3. コミュニティソーシャルワーカーの 取り組み 個別支援から仕組みづくり

○協働プロジェクト

- 福祉ゴミ処理プロジェクト
大量ごみの処理についてのルール化を図る
- 徘徊SOSメールプロジェクト
携帯電話を使ってのまちぐるみのネットワーク
- 各種交流会の開催 同じ立場の介護者をつなぐ
 - 高次脳機能障害者家族交流会&自主グループ化
 - 広汎性発達障害者の家族交流会&自主グループ化
 - 男性家族介護者交流の集い
 - 若い家族介護者の交流会
- 8カ国語の地域福祉ガイドの作成

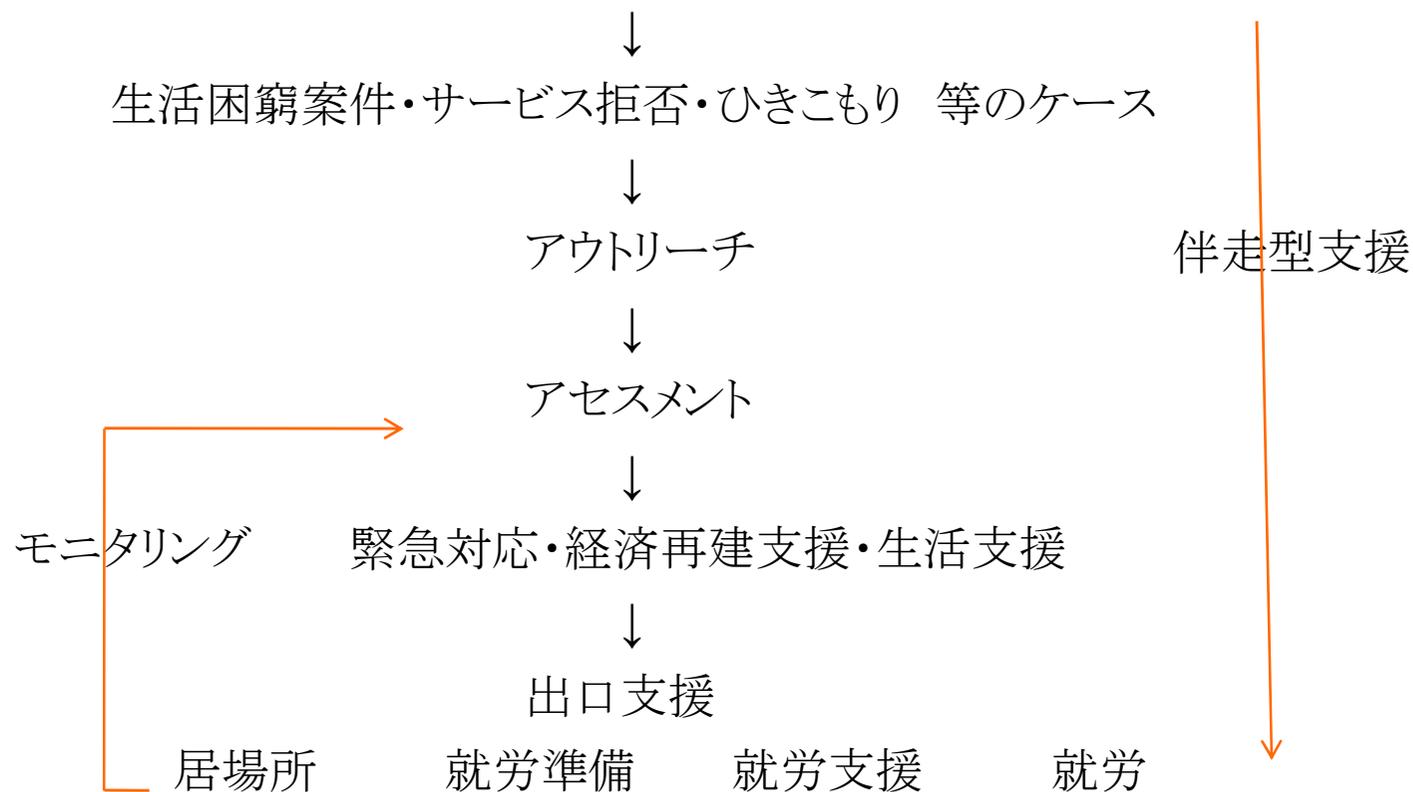


4,生活困窮者の対象



5,豊中の総合相談とアウトリーチ

地域住民・なんでも相談・事業所・大家、管理組合・貸付・学校・民生委員等



- 行政の窓口は公共料金の滞納世帯が把握



6, 豊中の生活困窮者支援①

生活困窮者支援緊急支援

- 貸付、日常生活自立支援、なんでも相談などからの生活困窮者の伴走支援→CSWへ
(緊急対応、多重債務整理、年金手続き、住宅探し、制度利用、就労支援等)
- 善意銀行の生活困窮者貸付
- 物品提供(衣類、食糧)
- 老施協 社会貢献費用との連携



豊中の生活困窮者支援②

- CSWの相談の中で対応が難しかった就労まで距離のある若年の支援(ニート・ひきこもり・リストラ・ホームレス等)
 - 就労準備的な活動 *本人との目標設定(PSプラン)

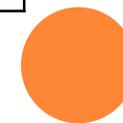
居場所→就労プログラム→就労体験→就労

- ①居場所...週4回(生活面と自己肯定感、仲間意識)
- ②就労プログラム2時間一コマ 活動費支給
- ③就労体験...新聞配達、団地の草ひき、買物支援等
 - 職域開発地域のネットワーク発揮 活動費支給
- ④就労訓練...パートで一定期間仕事に就く(この間就活)
- ⑤就労支援...就労支援センター・ハローワークとの連携



ステップアップ

アウトリーチ	居場所参加	中間的就労	就労体験	就労準備	一般就労
家庭訪問 家族会参加	生活支援	1000円/2H	新聞配達	就職活動 地域就労支 援センター	OB会



事例1 ホームレス

地域の方からの連絡



公園への巡回相談*雨の日・雪の日



サービス拒否・支援拒否



本人の希望により添い支援約束



生活保護申請(再度ためらう)



家探し

*民生委員



生活用品選び



在宅生活スタート

日中活動支援 居場所づくり



事例2 リストラ・生活破綻

近隣からの相談



家庭訪問(接触できず何度も訪問)



本人と遭遇・面談約束



面接(生活の問題整理・制度紹介)



生活保護



就労励まし*市に本人の代弁



就労決まる *毎日報告にくるようになる



債務整理



事例3 生活困窮

自殺未遂の連絡が保健所から入る



家庭訪問(ライフラインが止まる・多重債務)



家庭訪問(お米と短期貸付)



面接(生活の問題整理・制度紹介)



就労支援



債務整理・家計支援



就労励まし

就労決まる * 毎日報告にくるようになる



事例4 被災者支援

震災で豊中へ転居



公営住宅へ入居手続き



巡回相談・物資支援を行う



何もすることがない・農業がしたいと涙ぐむ



家族交流会



農地探し



地域情報提供



冊子づくり



農地提供



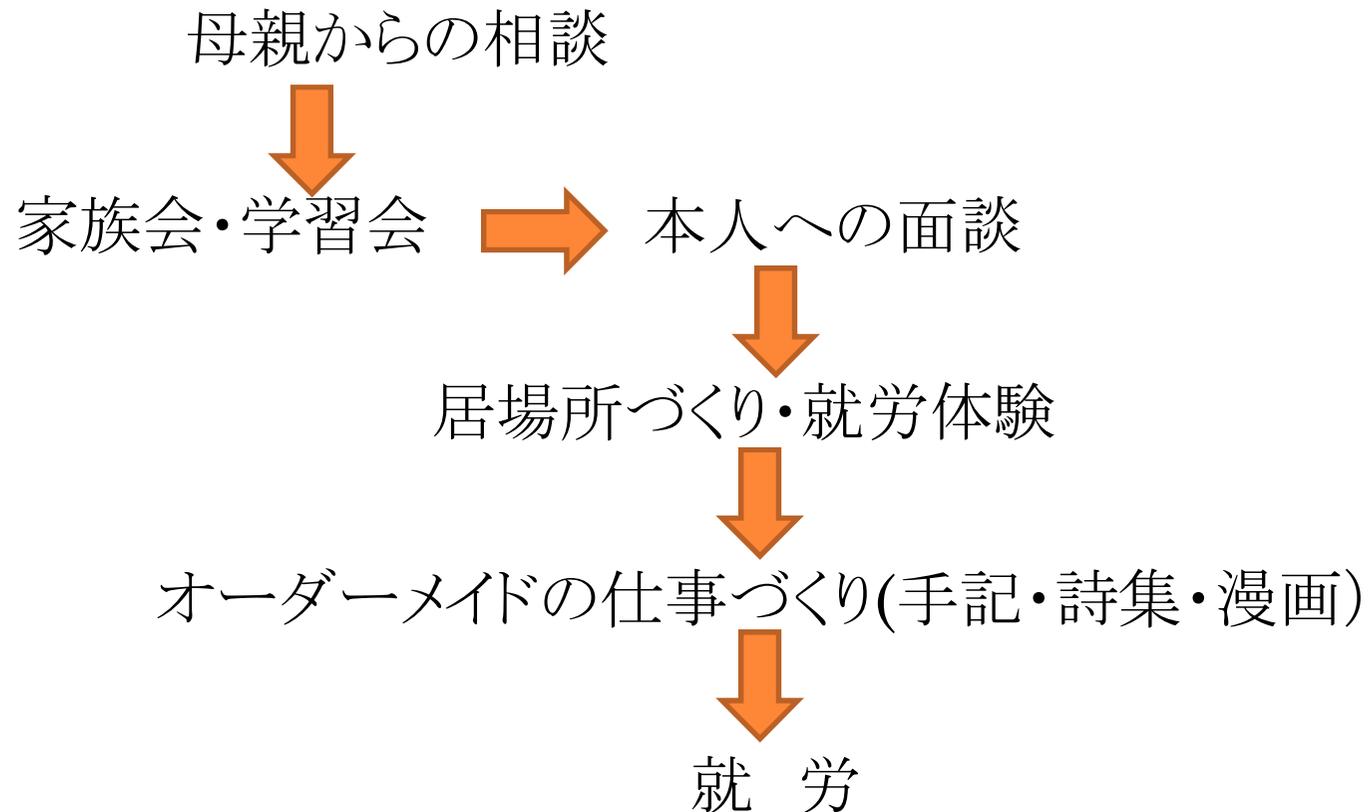
農業指導



就労



事例5 ひきこもり



事例6 50代中途障害者の就労支援

脳卒中で職場を退社



親の介護をしながらリハビリ



両親を失い住宅ローンに悩み酒びたりの日々

近隣から敬遠されるようになる



生活保護と介護保険の申請(サービス拒否)



就労を約束



生活改善

就労準備



ローン設定変更



豊中びーのプロジェクト これまでのあゆみ

- 平成22年度は、これまで通り、年2回の交流会、月1回の「一歩の会」の集まりを続けてきました。
- 「一歩の会」では、「親亡きあと、子どもはこのまま暮らしていけるだろうか?」「いつも家に引きこもってしまっているから、昼間の居場所ができれば…」といったことをずっと語り合っていました。

でも、語り合うだけでは、何も進みません。

- 平成23年度に、市から事業の委託を受け、「豊中びーのびーのプロジェクト」と題して、これまでなかなか一歩が踏み出しにくかった人たちを対象に、昼間の居場所づくりや、理解の輪を広げていくために、発達障害者の支援者養成研修に取り組むこととなりました。



豊中びーのプロジェクト

- 対象：発達障害，引きこもりなどで就職に距離がある人
- 活動費：1コマ（10:00～12:00，13:30～15:30）につき500円
- あらかじめ、プログラム予定表を作成し、参加したいプログラムにエントリーしてもらう

★プログラム参加の中でオーダーメイド型の支援を行う



プログラム進捗状況（園芸）

- 稲刈りやたけのこ掘りにもチャレンジ



プログラム進捗状況（手作り）

- 手作りプログラムで作成したエコクラフトのかごの作り方を
出前で講座



プログラム進捗状況（手作り）

• 自分史作り

漫画班と協力して、ホームレスの体験を4コマ漫画に。

ビーのニュースでも
好評連載中！
「たつみんの放浪日記」

原稿作りにはげむ作者



出版社との打ち合わせ



「電車ホテル」

○原案：籠原たつみ
○作画：ポリン

プログラム進捗状況（手作り）

- 福祉マンガの発行
コミュニティ
ソーシャルワーカーの
役割や仕事を紹介する
漫画を作成



プログラム進捗状況（パソコン）

- パソコンプログラム
サポーターの協力により、
メンバーの希望に合わせて実施
 - タッチタイピング
 - ワードでチラシづくり
 - 表計算で物産の在庫管理
 - ホームページ作成

など

曜日	対象日	内容	時間	講師	会場	上場日
木	第1	パソコン	午前	池田	パソコン(第1号機はMS-DOS)	
月	第1	フリー	午後	池田	池田	

↑パソコンプログラムでびーののリーフレット作成



プログラム進捗状況（カフェ）

- カフェプログラム
- 東豊中校区社会福祉委員会主催のカフェ「ゆう♡ゆう」のお手伝い



おそろいの手作りのエプロンをつけて地域福祉活動支援センターにて出張カフェも実施



プログラム進捗状況（就労体験）

- 就労体験プログラム…ジョブサポーターと共に仕事を体験

- 出前市場のサポート…府営住宅での出前市場の際、



お買い上げの商品を家まで運ぶ

- 情報誌、夕刊配達



プログラム進捗状況（就労体験）

○就労体験プログラム…ジョブサポーターと共に仕事を体験

- 草引き



- デイサービスでの介護体験



★びーのでの経験を糧に、就職できたメンバーも…
定期的にOB会を開催



生活困窮者自立支援 総合相談の10の鍵

- 入口と出口づくり

入口 早期発見ネットワーク 解決力が発見力

出口 一般就労だけが出口ではない

ひとりひとりの役割がある

- 本人の自己肯定感を高める 徹底した本人尊重

- 翻訳機能 行政と本人 事業所と本人 地域と本人

- SOSを言える気づける地域づくり

知ることによって優しさが生まれる

- 開発力 ないものは作る セーフティネットを作る事業

緊急小口資金・フードバンク



- できる・できないのジャッジのワーカーではいけない
本人の生活から支援を組立てる
- 家族全体の見立てが大切
包括から見たら虐待？ 息子支援は？
保護か？就労支援？
- スモールステップを積み上げる 本人と目標を共有する
- 諦めない心 人生をあきらめかけて人を支える私たちが先に諦めてはいけない
- 援助関係づくり サービス拒否は支援者が拒否されてる
あなたを心配している。苦しい思いを受け止める
社会資源の活用は本人が主体化しないと始まらない



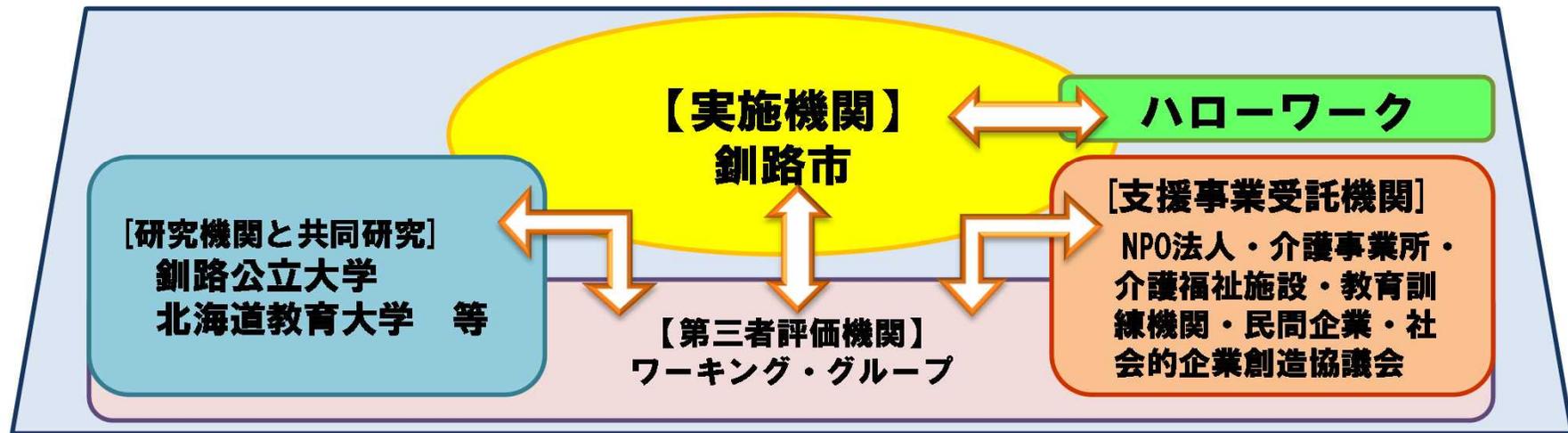
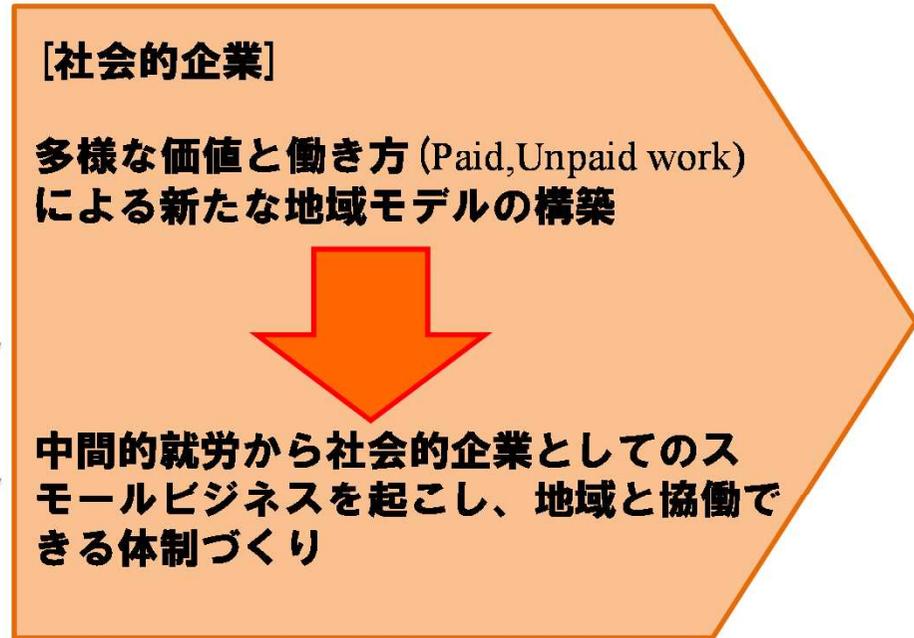
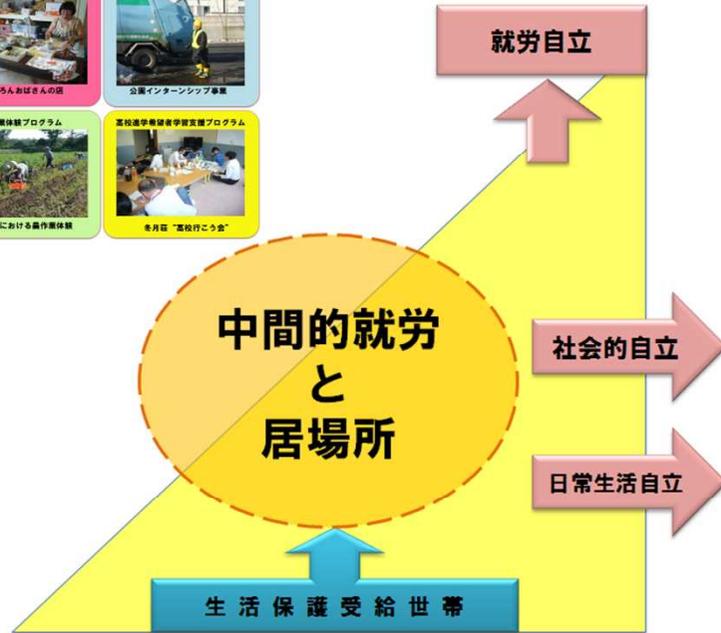
平成28年度
自立相談支援事業従事者養成研修

生活困窮者支援を通じた地域づくり

一般社団法人釧路社会的企業創造協議会

副代表 櫛部 武俊

“居場所づくりから地域づくり”への試み



釧路市都市経営戦略プラン

人材育成と 雇用づくり



生活保護受給者の
就労の様子
(自立支援プログラム)

地域の労働力を向上させ、釧路市を支える確かな基盤を作るため、地域経済を支える人材の育成に取り組みます。

新たな雇用の場を創出するため、企業と求職者のマッチング、雇用の場となる中小企業の支援を行うほか、ソーシャルビジネスによる雇用づくりに取り組みます。

具体的な取組例

- 将来の担い手である子どもたちに向けた、職業や社会を体験できる場づくりや学んだことを社会で実践できる場づくり など
- 釧路における様々な事業を支えるための有資格者の養成や人材育成を図る取組
- 生活保護受給者の中間的就労自立に向けた調査研究
- 地元技術や匠（人）の認証制度など頑張る企業、挑戦する企業を応援する取組
- ソーシャルビジネスの担い手となるNPOなどが活動しやすい環境づくり

釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像

人口ビジョン

人口の減少

推計人口
31,169人(2010)→106,088人(2040)
減の主な要因(現時点)
減]
層(進学・就職期)の転出超過
減]
率の低下⇒1.35(2013)
(20~39歳)の減少
増減よりも社会増減の影響度が大きい

課題と影響

F層流出による次世代人口の縮小
F女性人口減⇒少子化の加速
E年齢人口減⇒生産力の低下
I減による消費活動の縮小⇒雇用の縮小
経済活動の縮小⇒域際収支の縮小
機能(公共交通、医療、住環境等)
小・悪化など

将来の展望

↑特殊出生率
.35(2013)→2.07(2040)
↑移動率
云出:10%減・転入:10%増
0~39歳の年代の移動率20%増
↑とする人口
↑8千人(2040)・12万6千人(2060)
↑すべき将来の方向
↑「社会減」に歯止めをかけ、親にな
↑に釧路に定着してもらうことが重要

人口減少の分析
・推計・将来展望

総合戦略

目指す都市像

未来への「希望」輝く ひがし北海道の拠点・

最優先課題

☆「域内循環」と「外から稼ぐ」取組の推進などにより、力強い経済基盤を構築し雇用の創出などを図り、親になる世代を確保して急激な人口減少に歯止めをかけます。

重点戦略

☆「『わかもの』の希望がかなうまち・くしろ」を目指します

・地域の「しごと」づくりと雇用機会の拡大、学生の卒業後の定着促進、若者の就労支援や子どもの職業観の育成、子育て世代への支援や子育て環境の充実、若者主体の会議設立 等

☆「『女性』の希望がかなうまち・くしろ」を目指します

・女性が活躍できる環境づくりや女性の就労支援、妊娠・出産に係る負担軽減 等

☆「すべての人の『住み続けたい』という希望がかなうまち・くしろ」を目指します

・医療・介護・福祉等のサービス充実に向けた環境整備、自然災害に備えた防災体制の強化、コンパクトなまちづくりとまちなかの活性化 等

☆「『来たい・住みたい』と思えるまち・くしろ」を目指します

・地域経済再生の柱としての「世界一級の観光地域づくり」、長期滞在事業の一層の推進、二地域居住や移住の促進 等

5年間に取り組む
最優先課題・重点戦略

分野別 基本目標と施策

基本目標1 地域経済のプラス成長と雇用の創出を図る

- ①釧路らしさを生み出す農林水産業の成長産業化
- ②釧路の「食」の高付加価値化と販路拡大
- ③釧路の自然文化を活かした世界一級の観光地域づくり
- ④中小企業・小規模事業者の競争力の強化
- ⑤地域特性を活かした企業誘致
- ⑥地域に根ざした石炭産業の振興
- ⑦地域を支える人材の確保

基本目標2 釧路らしさを活かして人を呼び込み・呼ぶ

- ①釧路の強みを活かした交流人口の拡大
- ②釧路の強みを活かした移住・定住の促進

基本目標3 子どもを生み育てたいという希望をかなう

- ①結婚や妊娠を支える環境づくり
- ②安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- ③子どもの成長を支える環境づくり
- ④配慮を要する子どもと家庭を支える環境づくり

基本目標4 安心な暮らしをつくる

- ①地域生活を支える福祉支援対策
- ②医療・保健・福祉サービスの充実
- ③安心な暮らしを守る人材づくり
- ④地域コミュニティの強化
- ⑤防災・防犯など暮らしの安全・安心確保対策等の充実

基本目標5 人口減少に対応した地域をつくる

- ①コンパクトなまちづくり
- ②交通ネットワークの充実
- ③総合的・戦略的な公共施設の整備
- ④空家等対策の推進
- ⑤東北北海道の中核都市としての拠点性の向上
- ⑥定住自立圏等の取組の推進

各分野における対策

セーフティネットの概念図(大阪市立大五石先生)

状態像

対人サービス

行政

機関

セーフティネット

直ちに就労できる

職業紹介

国

ハローワーク

第1

働くことはできるが
直ちには難しい者

ケア+就労支援

対応窓口の整備

第2

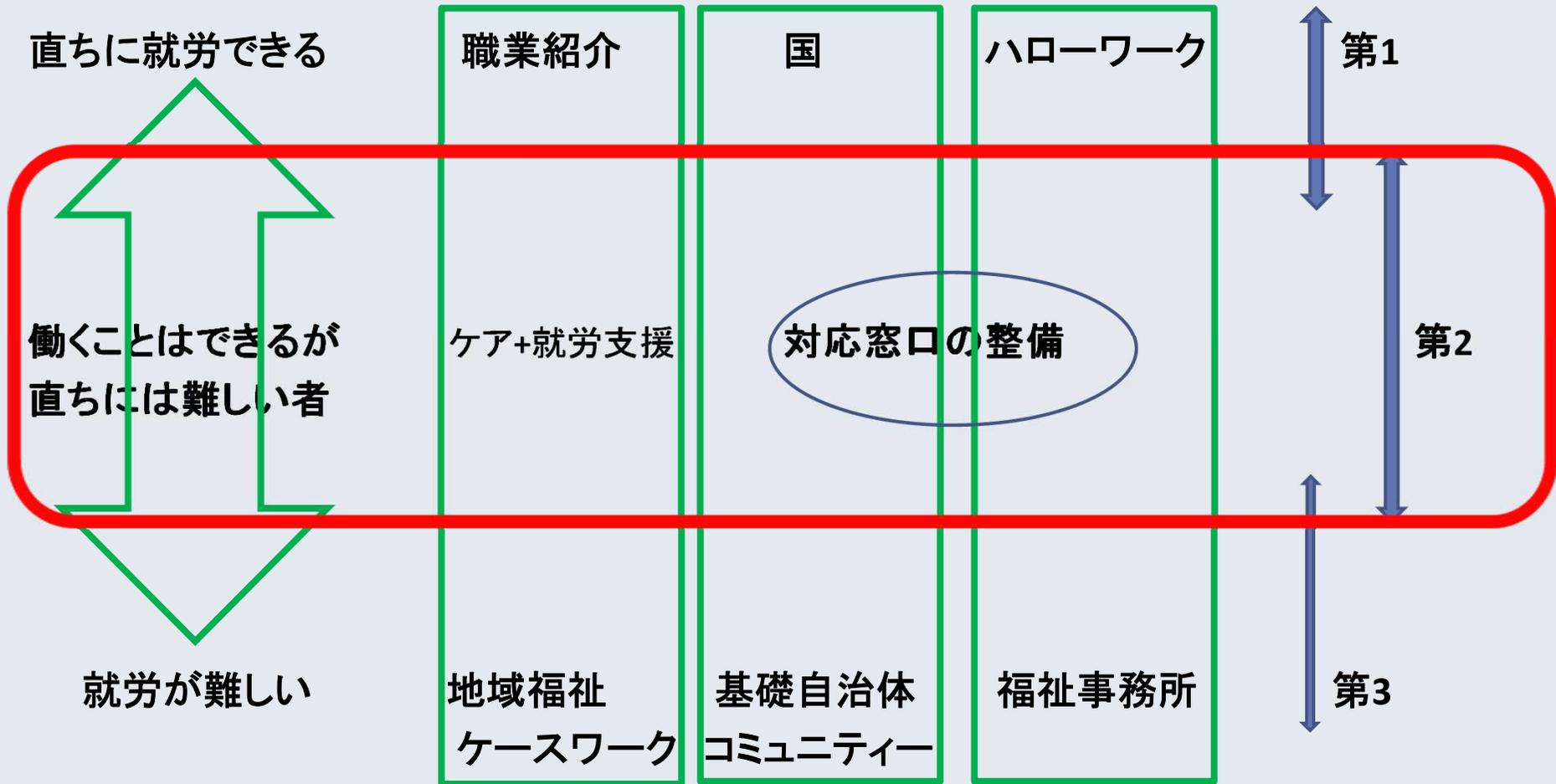
就労が難しい

地域福祉
ケースワーク

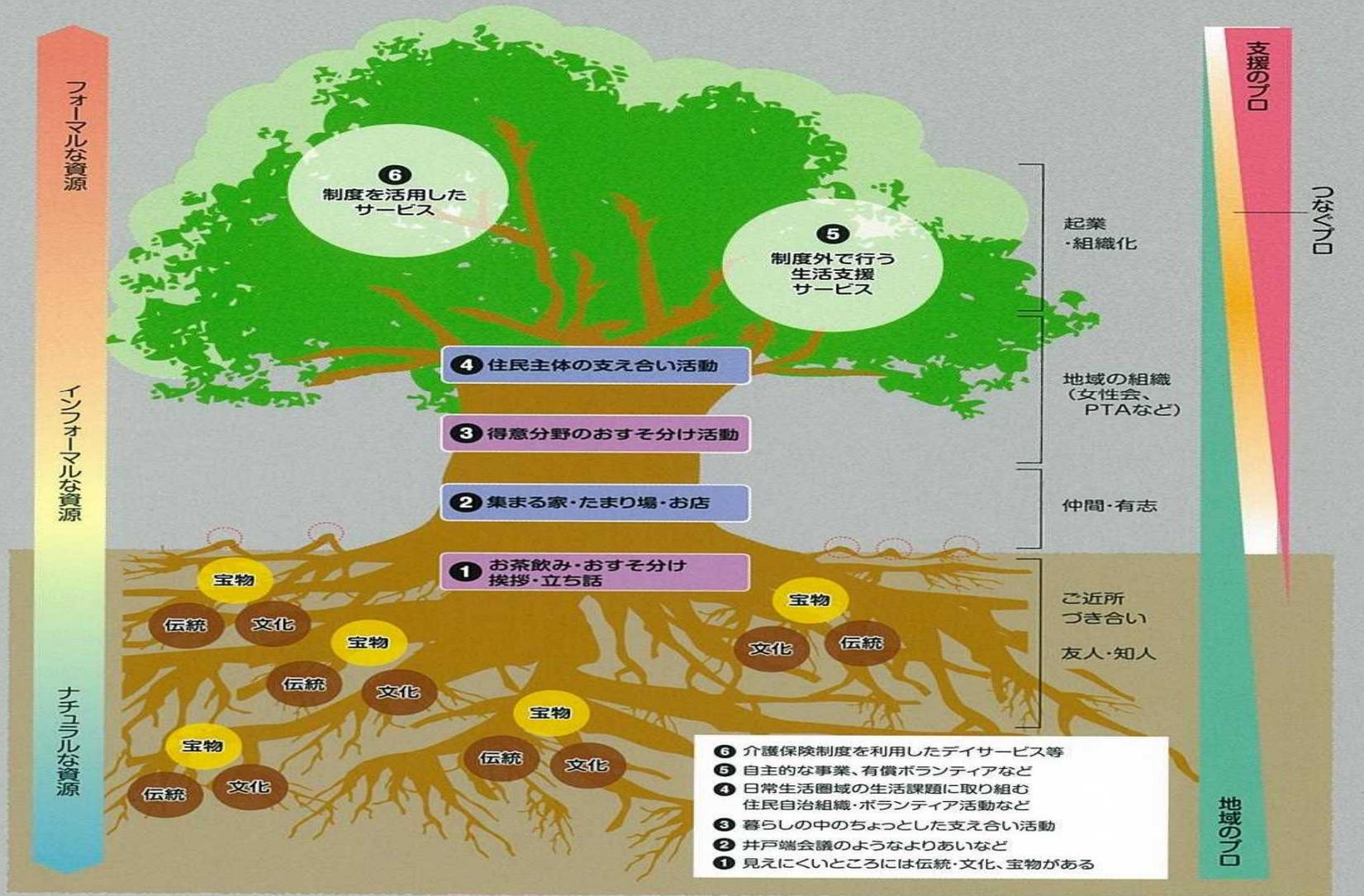
基礎自治体
コミュニティー

福祉事務所

第3



地域づくりの木



• CLC 生活支援コーディネーター養成テキストから抜粋



春の湯農園・農作業



水産加工場での就労体験



地元市場における入店客調査





介護予防・健康づくり運動ふまねっと 器具製造



釧路市指定ごみ袋の封入作業



地元飲食店における就労体験



パートナーシップ





子ども、若者から高齢者まで地域で支えあう仕組みづくりの核として、鶴岡市美原地域では「かがやき食堂」が14日、スタートした。地域連携、体験型（り）体験型）の体につく

地域で支え合う仕組み模索

り、半面支援から始め、さまざまな人と繋がっていくことで、地域の困りごとを聞き、良い方向に導く方法を模索する。暮らしやすい地域を住民自身がつくり出していきたいという一歩だ。

（坂上めぐみ）

かがやき食堂は、子育てがひと段落した世代の母親グループのいちりんネットワー

ク、経済社会的企業創造協議会、鶴岡市社会福祉協議会、コアかがやき指定管理者の美原の4者でつくる実行委員会が運営する。実行委員会は、いちりんネットワークの松田恵子さん。



「同ネットワークは美原1輪3輪の指定管理者となった美原車クラブの母親の日の会、（三十歳月社長）が「食を

地域の子どものために何かしたい」と、三輪とも食堂」の運営を考えていた。ちょうど、今年4月から市内コア



②「楽しさ」を共有しながらやっていきたいと話す松田会長（左）子どものグループや親子連れでにぎわう食堂

テーマにした地域貢献」を模索していたところ、周囲の思いがますます重なる。これに仕事、介護、福祉など、今この地域社会も抱えている問題に取り組み、社会的企業創造協議会が加わった。

実行委員会のキーワードは「愛」「元」「健康」「学び」「つながり」。松田さんは「美原では一輪車クラブがあ

って、そこから生まれた体験型トレーニングや遊びも提供でき、現役の親子にも手伝ってもらって、いろいろな世代が集まれる。一番は楽しいこと。繋がりをどこへ向かえられるか、楽しい」と笑顔を浮かべた。

今年度は月1回の開催を計画。回を重ねるといろいろなテーマ（学習支援、住民からの要望、困りごと相談など）が発生するだろうと想定されるが、松田さんは「いろいろなジャンルのプロが控えているので心強い。1つずつ丁寧に育てていきたい」。食堂運営にも反映していった。

「みはら・かがやき食堂」スタート

と題の。

食堂メニューもユニーク。地産地消のほか、全開に友人がいる松田さんの人脈で、今回は山形県酒田市から産り立てのタケノコが輝き、たけのこご飯、わかたけ汁など旬を味わった。毎回、こうした珍しい食材も用意し、「楽しみ」を分かち合うのも特色だ。

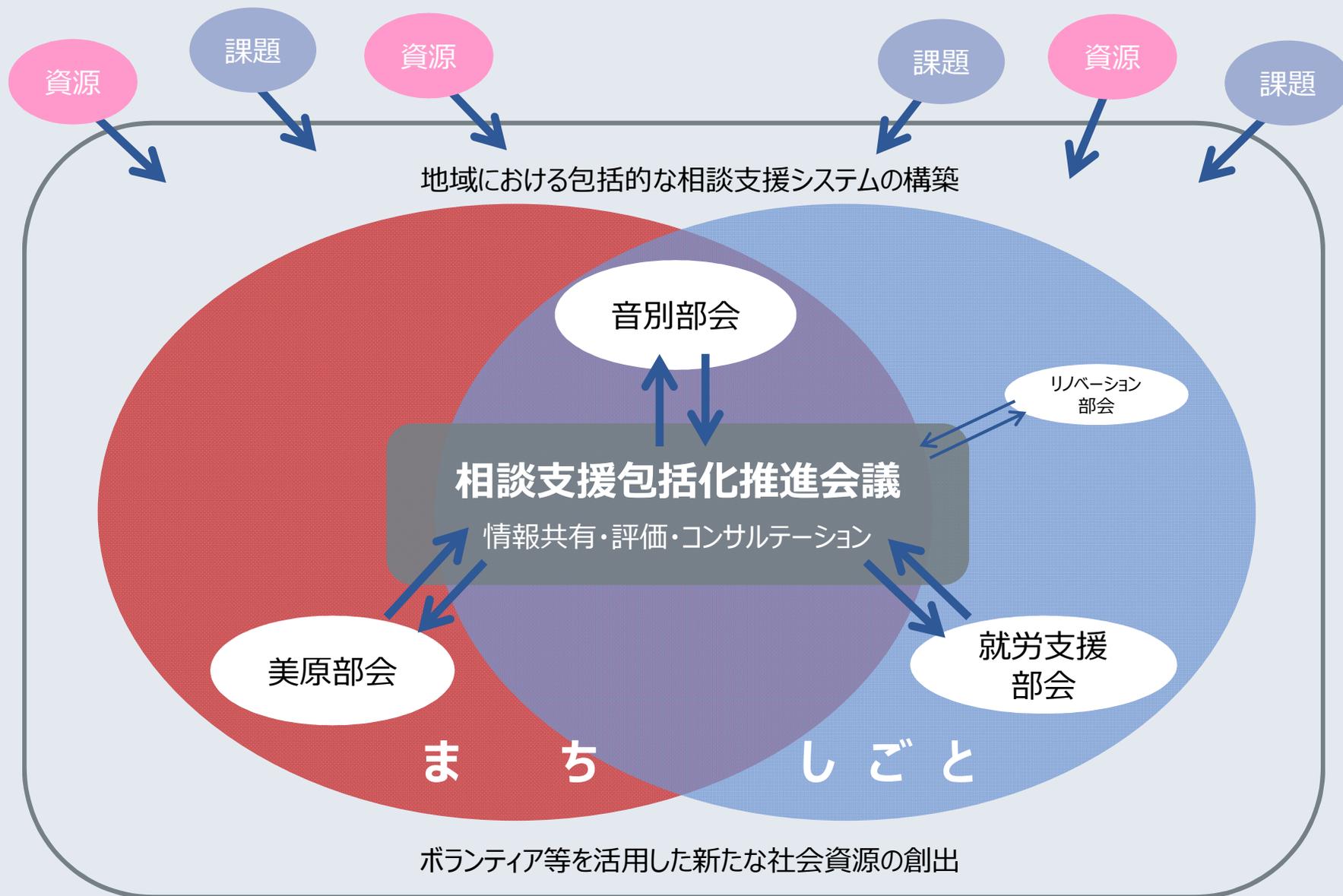
初回の14日は小学生のグループや親子連れでにぎわった。利用者ほとんど32人、大人7人の計109人。友だち8人のグループでやって来た美原小6年の川本美穂さんは「先生から聞いて来た。ご飯はおいしいかったし、楽しかった。クラスの友だちに（食事）は、豪華だったと伝えたい」と話した。

かがやき食堂は中学生以上300円、小学生以下100円。たれでも利用できる。次回は7月6日午前1時から午後2時。問い合わせは実行委員会、相澤さん、015442502000。



包括的な相談支援システム構築事業について

以下のような具体的な試みを通じて、協働による包括的支援体制を構築する。



平成28年度 自立相談支援事業従事者養成研修

【講義と演習⑦】 生活困窮者支援を通じた地域づくり

広域連携の取り組みについて

平成28年7月20日（水）

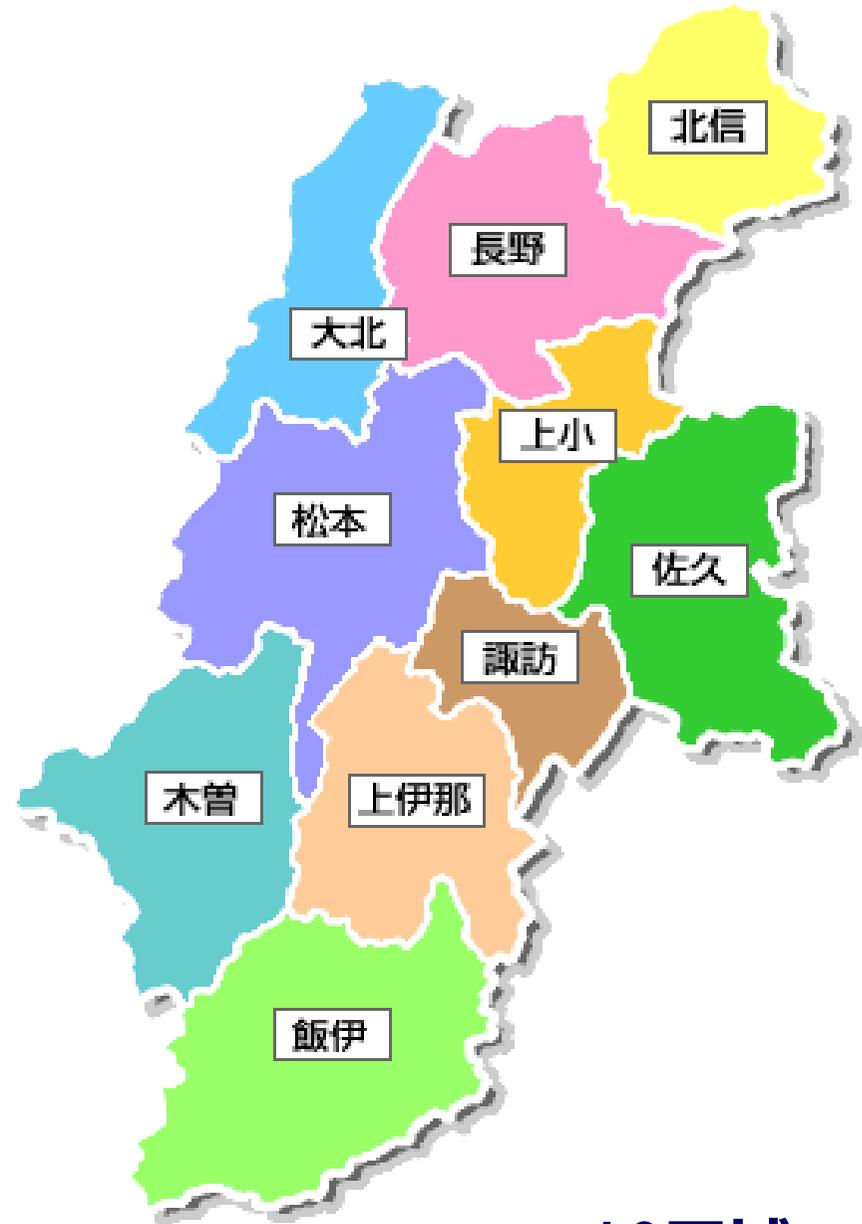


社会福祉法人 長野県社会福祉協議会
相談事業部 自立支援グループ 山崎 博之

◆長野県の概要



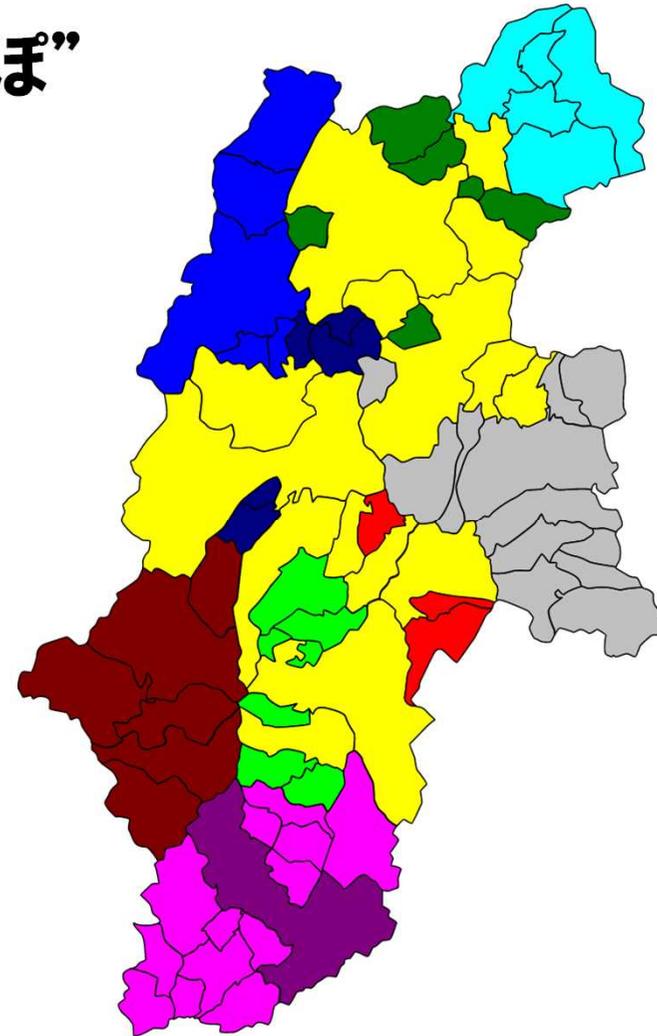
**77市町村
(19市、23町、35村)**



10圏域

◆生活就労支援センター “まいさぼ”

圏域	H26年度	H27年度～	
	センター設置 (6か所)	センター設置(23か所) ※共同、併設含む 郡部 (9か所) 19市	
佐久	まいさぼ上田	まいさぼ佐久 (南北佐久、小県郡)	共同設置 佐久市 まいさぼ小諸
上小			町村出張相談所 まいさぼ上田
上伊那	まいさぼ伊那	まいさぼ上伊那 (上伊那郡)	町村出張相談所 まいさぼ伊那
下伊那	まいさぼ飯田	まいさぼ飯田・下伊那(下伊那郡)	併設 飯田市 町村出張相談所 まいさぼ駒ヶ根
諏訪	まいさぼ松本	まいさぼ信州諏訪 (諏訪郡)	町村出張相談所 まいさぼ諏訪市
木曾			町村福祉担当課 まいさぼ岡谷市
松本	まいさぼ大町	まいさぼ木曾(木曾郡)	町村出張相談所 まいさぼ茅野市
大北		町村福祉担当課	
長野	まいさぼ長野	まいさぼ塩尻・東筑 (東筑摩郡)	併設 塩尻市 町村出張相談所 まいさぼ安曇野
北信		町村福祉担当課	
		まいさぼ大町(北安曇郡)	共同設置 大町市 町村出張相談所 まいさぼ長野市
		町村福祉担当課	町村出張相談所 まいさぼ須坂
		まいさぼ信州長野 (埴科、上高井、 上水内郡)	町村出張相談所 まいさぼ千曲
		町村福祉担当課	
		まいさぼ飯山 (下高井、下水内郡)	共同設置 飯山市 町村出張相談所 まいさぼ中野
		町村福祉担当課	



県が設置する相談支援拠点（町村部）
「長野県生活就労支援センター」
 市は**「〇〇市生活就労支援センター」**
 愛称は**“まいさぼ”**
 で統一して広報、普及

事業主の皆様へ

まいさぼの自立支援・就労支援にご協力ください。

～地域や事業所の「支え手」となれる人が大勢います～

就労が上手くいかず、自信を無くし孤独を感じている人がいますが、みんなで支援することで、そのような人が皆様の事業所や身近な地域の「支え手」になる例も数多くあります。

皆様の事業所でも「生活困窮者自立支援制度」を活用し、多様な就労の場や社会参加の場づくりなどに取り組んでみませんか？

貴事業所でも取り組んでみませんか？

認定就労訓練事業【いわゆる中間的就労】

生活困窮者自立支援法に基づき、長野県又は長野市から認定*を受けた事業者(社会福祉法人、NPO法人、営利企業等)が、まいさぼからの紹介・あっせんにより就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その人の状況に応じた働き方を提供しながら、一般就労へつなぐことを目標とする事業です。

*認定は事業所の所在地により、長野県または長野市が行います。詳細は、県地域福祉課にお問い合わせください。

社会福祉法人、企業等の社会貢献活動による多様な就労体験支援

(例)
長野県社会福祉法人経営者協議会では、職場体験の場の紹介と就職活動応援金を給付する「信州あんしんセーフティネット事業」を実施しています。

就労に向けた支援のイメージ

一般就労

就労訓練事業

“まいさぼ”やハローワークによる就労支援

社会参加

就労準備支援事業

- 生活自立支援
電話や自宅訪問で、起床や定時通所を促進
- 社会的自立支援
ボランティア体験、地域のお茶飲みサロン等への参加等
- 就労自立支援
一般就労に向けた技法や知識の習得を支援
職業訓練、職場体験、模擬面接指導等

日常生活自立

ボランティア体験・職場体験の提供等にご協力ください。

長野県

健康福祉部 地域福祉課
電話 026-235-7094
FAX 026-235-7172

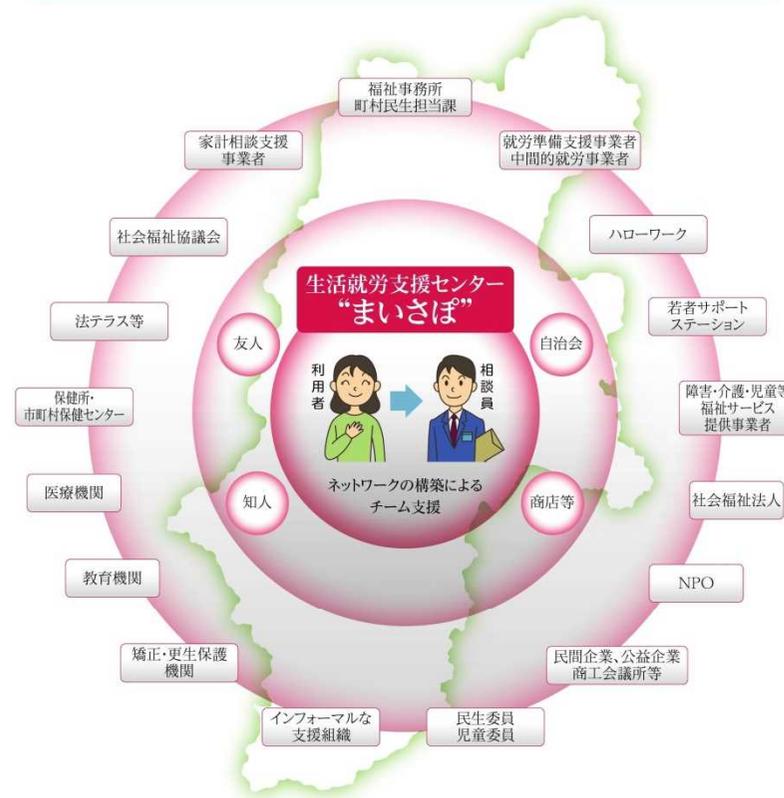
〈受託団体〉

社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

相談事業部 自立支援グループ
電話 026-226-2035
FAX 026-291-5180

長野県における生活困窮者自立支援制度のご案内

誰もが安心して生活を送るために
新しい支援の輪を、身近な地域で
作っていきましょう!

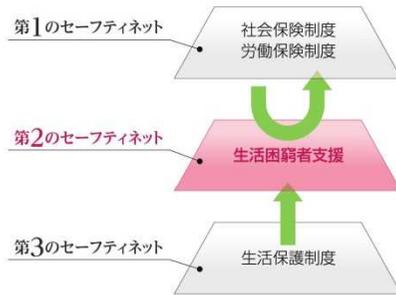


長野県
しあわせ信州

生活困窮者自立支援法とは

これまで社会保険や労働保険が「第1のセーフティネット」として、また、万が一のときに、最終的に「生活保護制度」が「第3のセーフティネット」として安心を提供してきました。

しかし、近年の雇用や社会状況の変化から、それだけでは安心した生活を支えられなくなってきており、生活保護に至る前の段階で早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の充実を図ることになり、生活困窮者自立支援法が創設されました。



生活困窮者自立支援法が目指すもの

この制度が目指す目標は2つあります。
「自立と尊厳の確保」と「個別支援を通じた地域づくり」です。

◎自立と尊厳の確保

- 「自己決定」「自己選択」を基本に、その人らしい自立を支援
- 自分の居場所や役割を発見し、人との「つながり」を実感できるような支援

◎個別支援を通じた地域づくり

- 「出口」としての働く場や社会参加の場をつくる
- 支える、支えられるという一方的関係ではなく、「相互に支え合う」地域をつくる

長野県における生活困窮者支援

県では、平成23年度から「パーソナル・サポート・モデル事業」を実施し、様々な問題を抱えて困窮している方に対して全国に先駆けてワンストップ型の相談支援に取り組んできました。

法施行後もこれまでの成果を活かして生活困窮者支援に取り組みます。

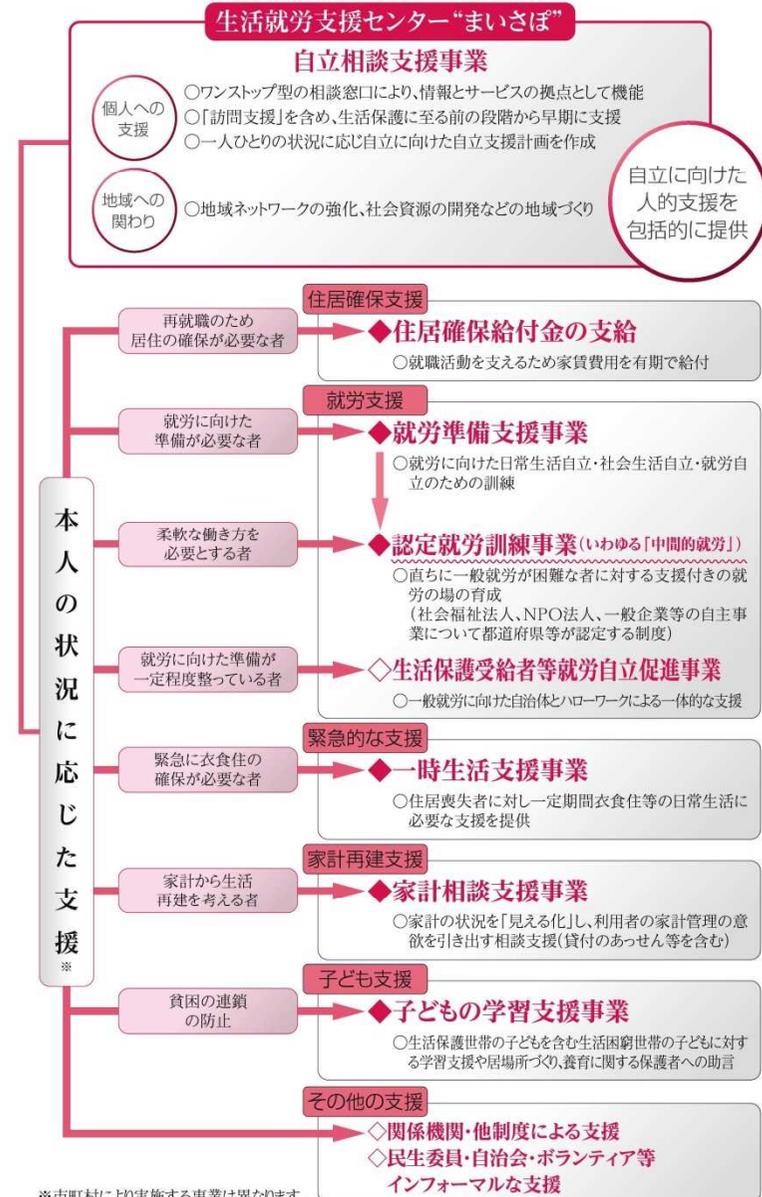
平成23～25年度 県内4拠点で相談事業を実施。

平成26年度 県内6拠点の生活就労支援センター“まいさぼ”で、6市と共同して自立相談支援モデル事業を実施。

平成27年度 県(町村部)と19市が、“まいさぼ”を拠点に、自立相談支援事業を実施。

県は町村部に“まいさぼ出張相談所”を設置。また、就労準備支援事業など任意事業も開始。

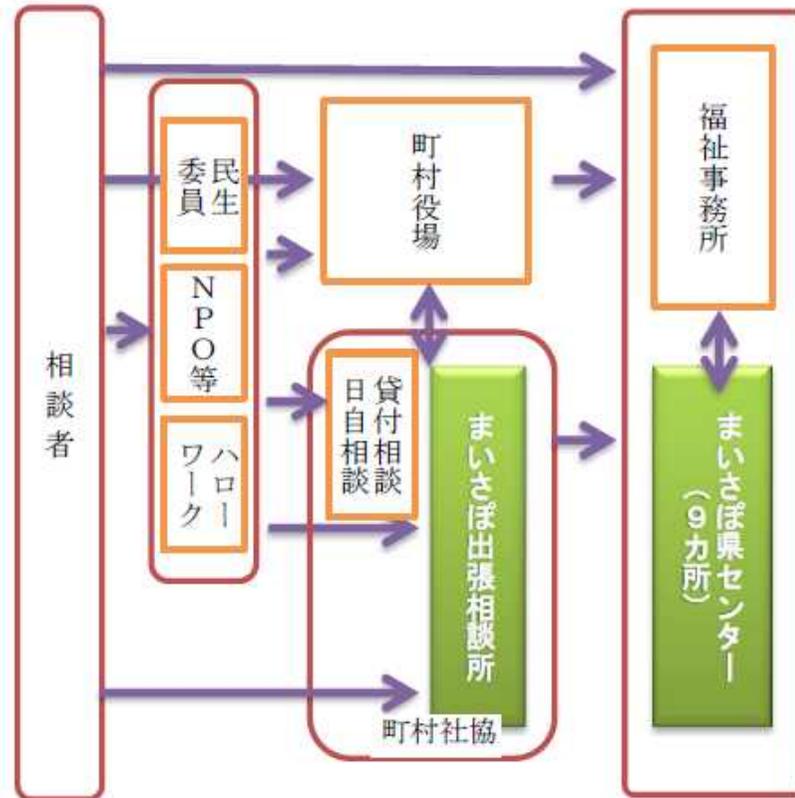
“まいさぼ”では、
様々な資源を活用しながら支援します。



※市町村により実施する事業は異なります。

まいさぽ出張相談所の概要

県社協が県内の58町村社協と個別に業務委託契約を締結



＜委託業務内容＞

- まいさぽ出張相談所(初期相談窓口)の設置
- 初期相談の受付、まいさぽへの連絡
- 相談場所の提供
- 必要に応じて、相談への同席、支援の際の同行
- 事業の広報の協力
- 地域資源(就労体験先、社会参加)に関する情報提供、紹介

まいさぽ支援員が各町村を訪問し、相談者の様々な相談に応じるとともに、関係機関と連携した支援体制づくりのお手伝いをします。

まいさぼ出張相談所 事業推進会議の開催

○目的

生活困窮者自立支援制度は、包括的・継続的な支援を提供し、個人の自立とともに、社会資源の活用や開発、中間的就労など多様な働く場や社会参加の場の創出等、新制度を通じた地域づくりも目指している。

福祉事務所が設置されていない町村部においては、9か所のまいさぼ（県センター）と、出張相談所（町村社協）との連携が重要であり、広域的な連携・支援による町村部の総合相談・地域生活支援体制の構築のあり方について検討する。

○検討内容

①「生活困窮者に対する町村部の総合相談・地域生活支援の仕組みづくり」

各町村社協が民生・児童委員や各種専門機関と連携し、実施している総合相談機能や生活支援の取り組みと生活困窮者支援との連携・活用について検討する。

②「住民参加による生活困窮者支援に関する地域のネットワークづくり」

生活困窮者の個別支援を通じて、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築など地域づくりを検討する。

③「生活困窮者支援に関するボランティアや社会資源開発の取り組み」

支える、支えられるという一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域づくりを目標に、地域の人材育成、社会資源開発等について検討する。

○会議出席者

町村社協職員（係長、福祉活動専門員等）5名、まいさぼ支援員 2名
事務局（県社協相談事業部長、自立支援グループ職員）

心配ごと相談など福祉の総合相談において、以前より相談内容が福祉よりのものが増えてきた。今後は、まいさぽとの連携が必要！

小さい町村社協で担当職員が1人。相談先に“まいさぽ”が入ったことは心強い！

困窮者支援については、今まで相談する場所が無かったので社協の総合相談で行っていた。まいさぽができたことで社協とまいさぽともっと情報交換しあえる関係を築いていきたい。

“まいさぽ”につないだ相談者はその後どうなった・・・？その方はその後も地域で暮らし続けているので、社協としても関わっていく必要がある。そのためには情報連携を！

まいさぽ出張相談所 事業推進会議からの取り組み

村内全戸配布で募集を出したところ、缶詰やそうめんが集まった。米と野菜は置いておけないしいつ来るかもわからないから、提供者をリストにして、必要なときに相談できるようにした。

小さな村であると食糧支援が誰から誰にとということが分かってしまうかも。村内だけでなく、広域的に“まいさぽ”が調整してもらおうと支援がしやすくなる。

ボランティア活動の仕組みとして、「無理なく、手軽に」そして、住民に自分ごととしてとらえてもらうきっかけに！

フードバンク協力ボランティアの募集

今年度、生活困窮者自立支援法が施行され、経済的に困窮し最低限の生活を継続することができなくなるおそれのある方への支援が新たにはじまりました。

現在、全国に活動されているNGO団体が、社会貢献事業として生活困窮者の方へ食品の提供を行う「フードバンク事業」に取り組んでいましたが、対象者の増加により提供が間に合わないことが課題となっています。そのため、 村社会福祉協議会では地域での独自の支援体制を作りたいと考えており、提供する食品の寄付にご協力いただける方を募集します。

対象品	
 米・野菜 <u>現物をお預かりできないため、協力者リストを作成させていただきます。</u> 協力者名、住所、連絡先、協力可能期間をお知らせください。	 レトルト食品・缶詰 <u>現物をお預かりいたします。</u> お持ちいただくか、お問い合わせください。 (現物は賞味期限内のものに限ります)

配布対象者
村内とその周辺地域にお住いの生活困窮者で、まいさぽ
(自立相談支援機関)の支援対象者等

◆ 地域生活支援体制モデル事業の実施

I 事業展開

自立相談支援事業等は福祉事務所を設置する自治体が実施主体とされており、福祉事務所が設置されていない多くの町村自治体においては県が実施主体となり、町村と連携して本制度の実施体制の構築が行われます。このため、町村社協の本制度への関わりは、本会と町村社協の連携のもと、住民組織、民生委員・児童委員協議会をはじめとする関係機関とのネットワークを形成しながら取り組みを進めていく必要があります。

「長野モデルの構築」

(目的)

広域的な連携・支援による町村部の総合相談・地域生活支援体制の構築

(方法と方針)

5つの地域を選定して、生活困窮者支援を軸とした個別支援の取り組みから地域づくりの実践を通じ、住民の安心した地域生活を支援することを目指す。

(キーワード)

- 総合相談・地域生活支援の仕組みづくり
- 住民参加による地域のネットワークづくり
- ボランティアや社会資源開発の取り組み

モデルが目指すべき視点

★個人の自立のみではなく、生活困窮者の居場所づくりやつながりの形成、本事業を通じた地域づくり。

★総合相談・生活支援の取り組み等を強化し、生活困窮や社会的孤立等を含めた生活課題を地域課題としてとらえ、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり。

★地域のニーズ発見や多様なニーズに即した社会資源の開発に向けたネットワークづくりを目指す。

★住民からの幅広い相談をワンストップで受け止め、具体的な解決手段をもつこと。

★継続した支援における住民参加の活動づくりやインフォーマルな取り組みの開発

★社協がこれまで築いてきた小地域見守りネットワーク機能を活かし、困窮者に関する情報を収集し、アウトリーチによる直接支援を目指す。

II モデル社協の設置（長野県 5つの実践）

・・・まいさぼ出張相談所「事業推進会議」において検討された今後の取り組み（実践方向）

モデル実践の実施方針

お買い物サロンを送迎付きで実施している。困窮者や就労にすぐに就けない方も一緒に参加をし、居場所と役割を提供していきたい。

まいさぼにつながった案件がいくつかあるので、実際にはもっと多くのニーズが潜在していることが予想される。そのニーズをどのように把握していくのが重要であると考えている。

空き家を借りて『地域の縁側』を実施している。地域の拠点ができたことで学習支援、地域食堂など夢が広がる。学校や民生委員と連携をしながら放課後の学習支援を実施していきたい。

地区社協を中心に小地域福祉活動が展開されている。地域ケア会議を実施し、地域に合った課題解決を検討している。ニーズ優先で進めていきたいので、ニーズの掘り起こしを丁寧に行きたい。

生活困窮者を中心に集まる中で、当事者同士が困窮に至った理由などを語り合いながら『共感』をキーワードにボランティアの方たちと、する・されるの関係ではなく双方向の関係性を築いてける居場所を提供していきたい。

●モデル事業の目標

＜個別支援を通じた地域づくり＞

- ・生活困窮者も含む誰もが参加できる居場所づくり
- ・支援する、されるの関係だけではなく双方向の関係性の構築
- ・ニーズの的確な把握
- ・既存の福祉サービス、社会資源の整理・評価
- ・新たな地域福祉活動の発信

●まいさぼ出張相談所「事業推進会議」とのリンク

- ・生活困窮者支援を切り口にして、各社協における課題認識及び社会資源開発の確認
- ・町村部における生活困窮者の個別支援から地域づくりに向けた取り組みの具体化
- ・広域的なネットワークづくりと地域総合相談機能

●総合事業との連携

- ・福祉に関するフォーマル、インフォーマル支援の整理
- ・高齢者支援のみならず地域全体で支える力の再構築
- ・福祉課題を丁寧に把握し、協議体にて発信

◆ 地域生活支援体制モデル事業の実施

子どもの学習や食の支援が必要な家庭に着目し、拠点や支援者(地域ボランティア)を活用するほか、地域のつながりを作ることで孤立予防や、子どもだけでなく家庭への支援につながる

『“縁側あさひ”の活用による児童・生徒に対する学習支援及び居場所づくりなど含めた相談支援』

『生活に困窮する方々も対象にしたコミュニティステーション“こっと”の開設』

プチバイト実施後、就労や福祉サービスの利用ができるまでの間に、引き続き仲間らと集える居場所が必要。個人・地域ボランティアと交流することにより共感が生まれ、地域とのつながりに期待

住民ニーズの的確な把握に基づく小地域単位での生活支援サービスづくり

地域包括支援センターとの協働による地域ニーズの把握について

現在の村の状況について、“知っている部分”と“知らない部分”を再確認しながら、調査結果を「見える化」することができる(地域・介護の部門の壁を越えた取り組みに向けての素地ができる)

生活困窮者を含めた高齢者等の課題把握を行い、明らかになった福祉ニーズを地域住民が共有することにより、福祉サービスの新たな担い手の発掘や養成に向けての取り組みに結びつけられる

福祉サービスの受け手と担い手の構図から新たな相互関係による地域づくりの再構築

生活困窮者等の支援ニーズを要する方々が、“居場所”と“役割”を持つことで、孤立の解消とともに就労準備に向けての支援につながることを期待

◆ 社会福祉法人との連携

信州あんしんセーフティネット事業概要

この事業は、生活困窮者自立支援制度とも連携しながら、失業・離婚・虐待・DV・けがや病気などで生活に困っている方々に、緊急支援を提供するとともに、様々な生きづらさを抱えた方々のために、職業体験や職業訓練の場づくりを目指すものです。会員の社会福祉法人が事業費を拠出して実施します。

生活困窮者とは



このように、経済的困窮だけでなく社会的孤立など様々な困難を抱える方がいます。信州あんしんセーフティネット事業では、こういう方への支援を考えています。

1 発見し、連絡する。

失業や離職、ワーキングプア、引きこもりなど、生活困窮者や社会的孤立に陥っている方々は、自らの「SOS」を発することができない傾向があります。

私たちは法人サービスの利用者とのつながりを活かしたり、職員が積極的に地域に出向くなどして、生活困窮者や社会的孤立に陥っている方々のニーズの発見に努め、**公的制度の福祉事務所や生活就労支援センター“まいさぼ”に丁寧につながります。**

2 緊急支援事業

経済的困窮や社会的孤立で緊急支援を要する方に対して、福祉事務所や生活就労支援センター“まいさぼ”と連携して、独自の緊急支援を実施します。

- ▶ 就職活動応援金付職場体験事業（プチバイト事業）
- ▶ 就職支度金給付事業

3 会員法人の取り組み促進

- 生活困窮者自立支援法における就労訓練事業所の認定取得促進
- 地域貢献活動の促進

長野県社会福祉法人経営者協議会 実施

▶ 就職活動応援金付職場体験事業（プチバイト事業）

失業者など、生活に困窮している相談者に対して、職場体験の場を紹介するとともに、就職活動応援金（1時間800円）を給付して経済的支援を行います。

相談者（申請者）は、登録事業所（福祉・製造・サービス業などの業種）において短期的な就労体験により一般就労を目指します。

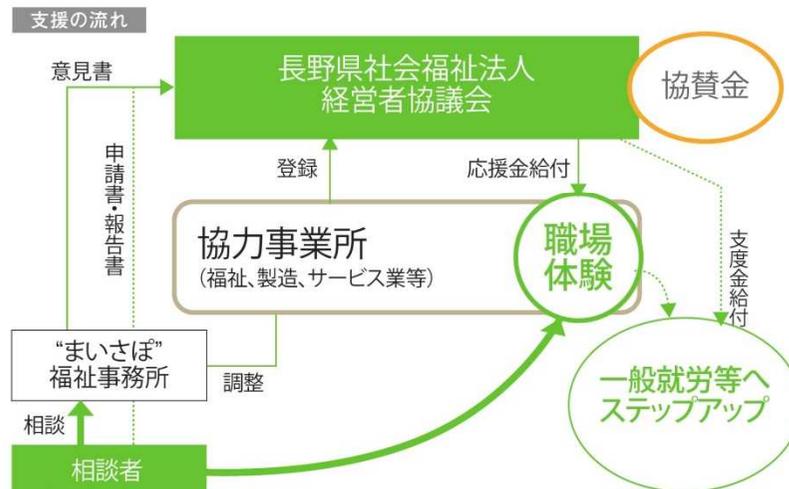
▶ 就職支度金給付事業

就職は決まったが、当面の衣食住に係る準備資金が不足している相談者に対して、最大1万円までの支度金を給付して新たな生活を応援します。（平成28年2月～）

《生活困窮者自立支援制度》

生活困窮者自立支援法（平成27年4月施行）に基づき生活困窮者への相談から各種支援を行う制度。
この制度では「自立と尊厳の確保」と「個別支援を通じた地域づくり」を目指しています。
県内では、法定事業の自立相談支援事業を23か所の生活就労支援センター“まいさぼ”で実施し、生活困窮者からの相談・支援に対応しています。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/kenko/fukushi/konkyu/puropo.html>



プチバイト事業を利用して、地元企業の協力がうまくいけば町内で就職ができないかと特別会費を納入している企業回りを実施。

プチバイト事業から入り、その後中間的就労につなげていけたらと思う。もし、能力等が高ければ、即採用という流れも作っていききたい。

隣接する“まいさぽ”と連携し、プチバイト事業をステップにして就職につながった。

(※プチバイト事業：就職活動応援金付職場体験事業)

まいさぽ出張相談所事業推進会議より

◆ 生活困窮者支援を通じた地域づくり情報交換会

< 目的 >

生活困窮者支援を通して、さまざまな分野の社会資源の連携を促進し、また、これらの活性化を図り、官・民・地域住民等が協働で、生活困窮者の支援を通じた「地域づくり」に取り組む各地域での事例を共有しながら、生活困窮者の支援に理解のある参加型包摂社会の創造について検討する。

< 協議内容 >

- 生活困窮者支援を通じた社会資源の発見と開発について
(居場所、役割、社会参加、就労準備、中間的就労、緊急支援等)
- 生活困窮者支援を通じた地域づくりとネットワークについて
(生活困窮者支援に必要な様々なネットワークの構築、地域との協働の取り組み等)
- 生活困窮者支援に理解のある参加型包摂社会の創造について
(社会的孤立・社会的排除への対応、地域住民への福祉教育の推進等)

< 出席者 >

(第1回) 自立相談支援事業を受託する市の社会福祉協議会職員等

社協の強みであるボランティアセンターは、“お話し好きのおばちゃんたち”が活動しており、ソフトに受け入れてもらい、それほど負担なく参加でき、外に出るきっかけに。

住民同士の支え合い活動「見守りとうど衆」という事業がある。困窮者支援も絡めていきながら、住民一人ひとりの課題を地域課題として捉えていけられるような仕組みを作っていきたい。

- ボランティアではなく“One Job”
若者に関心をひくネーミングを考える
- “Kワーク”のKは軽作業
企業の協力を得て、内職的軽作業を企業の敷地内で場所を確保して実施。
まいさぽが仕掛け、それを民間でどう受けてもらい、地域でどう育っていくか。

社会的孤立者の居場所“ぷりむら”を実施。
“まいさぽ”から“ぷりむら”へ、“ぷりむら”から“まいさぽ”へ
など、社協独自の取り組みとしてワンクッションの場になり、相乗効果がある。
⇒社協の取り組みの強みは参加が誰でもOK

生活困窮者支援を通じた地域づくり情報交換会より

生活困窮者支援をベースに地域づくりを考えていくことは、Aさん、Bさんが実際に困っているということを根拠に地域を巻き込んでいける強みがある。

一方、
「あの家は〇〇」だから…

人のとらえ方を家でとらえるという昔ながらの地域文化に対して、社協が今一度、疑問を逆提案していく必要を感じる。

地域に対して言えるのが“社協”であり、そうした地域を変えていかなければ、生活困窮に対して“困っている”“年収何百万円以下”などのレッテル貼りだけになってしまう。

支援人材等育成研修の実施

(信州パーソナル・サポート事業 県社協受託)

研修名	■生活困窮者自立支援制度事業推進セミナー
日時	平成27年4月21日(火) 10時30分～16時30分
会場	浅間温泉文化センター 大会議室
参加者	290名 【内訳】行政64名、市町村社協55名、民生委員49名、まいさぼ47名、各種支援団体37名、地域包括支援センター19名、障がい者支援機関15名、ハローワーク4名
内容	○行政説明：井出 毅氏／県健康福祉部地域福祉課自立支援・援護係 担当係長) ○基調講演1：熊木正人氏／厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長) ○基調講演2：奥田知志氏／生活困窮者自立支援全国ネットワーク代表) ○実践報告：細川裕夫氏／まいさぼ上田所長、塚本公志氏／大桑村福祉健康課福祉係 土屋ゆかり氏／まいさぼ長野市所長

研修名	■第1回長野県生活困窮者自立支援制度支援員研修
日時	平成27年4月22日(水) 10時～16時30分
会場	浅間温泉文化センター 大会議室
参加者	62名 【対象】生活困窮者自立相談支援事業従事者、被保護者就労支援事業従事者
内容	○行政説明：「生活就労支援センター“まいさぼ”の実務1」 統計データ・各事業と福祉事務所の業務・住居確保給付金について ○県社協説明：「生活就労支援センター“まいさぼ”の実務2」 自立相談支援事業の全体像・相談拠点の設置、相談員の基本姿勢について ○基調説明：「生活就労支援センター“まいさぼ”の相談支援の基本理念」 市瀬邦子氏／まいさぼ飯田所長 ○演 習：事例検討

支援人材等育成研修の実施

(信州パーソナル・サポート事業 県社協受託)

研修名	■第2回長野県生活困窮者自立支援制度支援員研修
日時	平成27年8月4日(火) 10時～16時
会場	塩尻総合文化センター 大会議室
参加者	53名 【対象】生活困窮者自立相談支援事業従事者、被保護者就労支援事業従事者
内容	○基調説明：「ハローワークとの連携について」 木村敦男氏／長野労働局地方訓練受講者室長補佐 ○基調講演：「相談支援（対人援助）の理念と求められる技術」 北嶋 昭氏／上伊那圏域障がい者総合支援センター 専門幹兼主任就業支援ワーカー ○演 習：「生活困窮者支援における課題」「相談支援業務におけるアセスメントとプランニング」「相談支援に必要な視点と支援のあり方」 片桐美登氏／上伊那圏域障がい者総合支援センター所長、北嶋昭氏（再掲）、小野貴規氏／まいさぼ長野市 相談支援員

研修名	■第3回長野県生活困窮者自立支援制度支援員研修
日時	平成27年10月2日(金) 10時～16時30分
会場	塩尻総合文化センター 大会議室
参加者	47名 【対象】生活困窮者自立相談支援事業従事者、被保護者就労支援事業従事者
内容	○基調説明：「雇用保険と離職者支援制度について」 木村敦男氏／長野労働局地方訓練受講者室長補佐 ○基調講演：「個別支援を基本とする障がいのある方々の就労支援」 丸山哲氏／高水福祉会 常務理事、長野県自立支援協議会 就労支援部会長 ○演 習：「【はたらくこと】【仕事】の意義を考える」「就労支援をする上でのニーズアセスメントの重要性」「就労意欲を高めるための支援」 丸山哲氏（再掲）

平成28年度 支援人材等育成研修の概要

○第1回 【基礎編】 4月21日(木) 66名参加

(対象)まいさぽ支援員、福祉事務所ケースワーカー・就労支援員等

・講義「まいさぽの実務」 ・演習「相談支援業務におけるアセスメントとプランニングの視点」 ほか

○第2回 【事業推進セミナー】 4月22日(金) 250名参加

(対象)まいさぽ支援員、福祉事務所ケースワーカー・就労支援員、行政職員、民生委員・児童委員、

地域包括支援センター職員、障害者総合支援センター職員、福祉関係施設・団体職員、就労支援関係者等

・基調講演Ⅰ「生活困窮者自立支援法施行から1年 その現状と課題、そして今後の展開」

【講師】厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室 鍋木自立支援企画調整官

・基調講演Ⅱ「生活困窮問題の本質とは ～助けてと言える社会へ～」

【講師】生活困窮者自立支援全国ネットワーク 奥田代表理事

・パネルディスカッション「困窮者支援で地域を創る！ ～個別支援を通じた地域づくり～」

【パネラー】まいさぽ支援員、弁護士、社協職員

○第3回 【就労支援編】 6月 1日(水) 49名参加

(対象)まいさぽ支援員、福祉事務所ケースワーカー・就労支援員等

・講義「ハローワークと連携した就労支援」「任意事業・関連事業の活用」

「ユニバーサル就労支援の実践報告」【講師】社会福祉法人中心会ユニバーサル就労支援事務局 伊藤氏

・演習「生活困窮者自立支援制度における就労支援」 ほか

★随時、地域研修の開催

○第4回・5回(10月開催予定・東北信/中南信 それぞれで開催予定)

平成 28 年度 長野県生活困窮者自立支援制度 事業推進セミナー

(長野県委託事業)

開催要領

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

1 開催趣旨

生活困窮者の自立と尊厳の確保及び支援を通じた地域づくりを目標に生活困窮者自立支援法が施行されて1年。県内23ヶ所のまいさぼでは、相談者一人ひとりが抱える“生きづらさ”と“孤立”に寄り添う支援に取り組む中で、個別支援だけでは対応しきれない地域支援の課題が浮き彫りになり、個別支援で見えてきた課題を日常的な見守りや気軽に集える居場所づくり、働く場づくりなどにかにつなげていくのが課題となっています。

このセミナーでは、生活課題、福祉課題の相談支援関係者が一堂に会し、生活困窮者自立支援制度を活用しながら支え合う地域づくりを進めていく方策について協議します。

2 日 時 平成28年4月22日(金) 10:30~16:30

3 会 場 松本市浅間温泉文化センター 大会議室(松本市浅間温泉2-6-1)

4 参加者 300名

5 参加費 無料

6 対 象 生活困窮者自立支援法及び生活保護法の各事業従事者、行政職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、障害者総合支援センター職員、福祉関係施設・団体職員、就労支援関係者等

7 内容・日程(予定)

時間	内 容	講 師
10:00~10:30	受付	
10:30~10:40	挨拶、オリエンテーション	
10:40~11:00	◆行政説明 「本県における生活困窮者自立支援の取り組みについて」	長野県健康福祉部地域福祉課
11:00~12:00	◆基調講演Ⅰ 「生活困窮者自立支援法施行から1年 その現状と課題、そして今後の展開」	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 生活困窮者自立支援室 自立支援企画調整官 楠木 奈津子 氏
12:00~13:00	昼食・休憩	
13:00~14:30	◆基調講演Ⅱ 「生活困窮問題の本質とは ～助けて と言える社会へ～」	一般社団法人 生活困窮者自立支援全国 ネットワーク 代表理事 奥田 知志 氏
14:30~14:45	休憩	
14:45~16:30	◆パネルディスカッション 「困窮者支援で地域を創る！ ～個別支援を通じた地域づくり～」	【コーディネーター】 奥田 知志 氏 【パネラー】 ○まいさぼ東御 主任相談支援員 佐藤 もも子 氏 ○金子法律事務所 弁護士 山本 恭子 氏 ○松本市社会福祉協議会 四ツ地区センター長 山岸 勝子 氏

生活困窮者自立支援制度支援員研修(基礎編)

7 内容・日程(予定)

時間	内 容	担 当
＜第1部＞※新任職員等対象		
10:00~10:10	挨拶、オリエンテーション	
10:10~11:00	◆講義Ⅰ 「生活就労支援センター“まいさぼ”とは」	(厚生労働省委託事業)生活困窮者自立支援制度人材養成研修(以下「国研修」という。)修了者
11:00~11:50	◆講義Ⅱ 「生活就労支援センター“まいさぼ”の実務」	国研修修了者
11:50~12:00	ふりかえり	
12:00~13:00	昼食・休憩	
＜第2部＞※全支援員対象		
13:00~14:20	◆事業説明 「フォーマル・インフォーマル支援の活用」 ①社協フードバンク事業について ②生活福祉資金貸付事業等との連携について ③統計、PDCAサイクル、新たな評価指標等について	①長野市社会事業協会 長野市ななせ仲まちな ②長野県社会福祉協議会 相談事業部 自立支援グループ ③長野県健康福祉部 地域福祉課
14:20~14:30	休憩	
14:30~15:00	◆演習Ⅰ 「【はたらくこと】【仕事】の意義を考える」	進行: 国研修修了者
15:00~16:20	◆演習Ⅱ 「相談支援業務におけるアセスメントとプランニングの視点」	グループ演習進行: 国研修修了者
16:20~16:30	ふりかえり	

生活困窮者自立支援制度支援員研修(就労支援編)

7 内容・日程(予定)

時間	内 容	講 師
10:30~10:40	挨拶、オリエンテーション	
10:40~12:00	◆講義Ⅰ 「ハローワークと連携した就労支援」 ハローワークの役割・職業紹介の流れ、チェックリストの活用、フォローアップでの役割分担	長野労働局職業安定部地方訓練受講者支援室 室長補佐 木村 敦男 氏
12:00~13:00	昼食・休憩	
13:00~13:30	◆講義Ⅱ 「任意事業、関連事業の活用」 就労準備支援事業、認定就労訓練事業、信州あんしんセーフティネット事業等の活用事例紹介	長野県社会福祉協議会 相談事業部 自立支援グループ他
13:30~14:30	◆講義Ⅲ 「ユニバーサル就労支援事業の実際」 対象者に合わせた丁寧な個別支援と企業・社会資源開拓の視点	社会福祉法人中心会(神奈川県) ユニバーサル就労支援事務局 伊藤 早苗 氏
14:30~14:45	休憩	
14:45~15:50	◆演習 「チームによる支援、切れ目のない支援」 関係者によるチーム支援の実践、アウトリーチによる支援、多様なプログラムの用意などを意見交換	グループ演習進行: (厚生労働省委託事業)生活困窮者自立支援制度人材養成研修修了者
15:50~16:00	ふりかえり	

支援員連絡会議(地域研修)の開催

自立相談支援機関支援員連絡会議(地域研修) 設置要領

社会福祉法人長野県社会福祉協議会

第1 目的

自立相談支援機関(生活就労支援センター)の支援員が圏域等広域で集まり、情報交換、課題共有及び事例検討等の研修を行うことにより、支援員の相談援助技術の向上を図るとともに円滑な相談支援を進め、自立相談支援業務の一層の充実を目的とする。

第2 設置範囲

原則として県内4地域(東信、北信、中信、南信)を基本エリアに定め、必要に応じて各地域内の細分または地域横断的な範囲とする。

第3 参集者

自立相談支援機関(生活就労支援センター)の支援員とする。

第4 会議内容

次に掲げる項目について研究協議を行う。

- (1) 生活困窮者自立支援制度の普及啓発に関する事
- (2) 生活就労支援センターの運営及び生活・就労支援に関する事
- (3) 相談支援における困難事例に関する研究協議
- (4) その他、生活困窮者の自立支援に関する事

第5 開催

連絡会議の開催は、年1回以上とし必要に応じて随時開催とする。ただし、各地域ごと独自開催する場合はこの限りではない。

第6 事務局

連絡会議の事務局は、信州パーソナル・サポート事業の受託団体である社会福祉法人長野県社会福祉協議会に置く。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年度 自立相談支援機関支援員連絡会議(地域研修) 開催実績

地域	日時	会場	出席者数	出席メンバー(各拠点)	概要
東信	6月1日(月) 14時～16時	上田市ふれあい福祉センター	11名	上田4名、東御3名、小諸1名、佐久2名、県社協1名	事例検討、意見交換
	8月19日(水) 14時～16時	東御市総合福祉センター	9名	上田1名、東御4名、小諸1名、佐久1名、県社協2名	事例検討(家計相談等)、実績及び報告に関する情報交換等
	11月24日(火) 14時～16時	小諸市野岸の丘総合福祉センター	6名	上田1名、東御1名、小諸2名、佐久1名、県社協1名	事例検討、社会資源開発についての情報交換
	2月10日(水) 14時～16時	佐久市生涯学習センター(野沢会館)	7名	佐久4名、小諸1名、東御1名、上田1名	事例検討、共通相談者の情報共有
南信	5月1日(月) 13時30分～15時	伊那市福祉まちづくりセンター	7名	伊那市2名、駒ヶ根2名、上伊那2名、県社協1名	センター運営に関する情報交換
	8月21日(金) 13時30分～15時	南箕輪村ボランティアセンター	4名	伊那市1名、駒ヶ根1名、上伊那2名	支援概況の意見交換、社会資源等の協議・検討
	10月28日(水) 10時～11時	まいさぼ上伊那	6名	伊那市2名、駒ヶ根2名、上伊那2名	職場開拓、訪問方法についての意見交換、役割分担協議、情報共有
	11月10日(火) 10時～12時	諏訪市総合福祉センター	14名	〈まいさぼ〉諏訪市3名、信州諏訪2名、〈社協〉諏訪市4名、茅野市3名、富士見町1名、県1名	相談対応、社協との連携、課題解決方法の情報交換
	12月10日(木) 10時～12時	南箕輪村ボランティアセンター	5名	伊那市1名、駒ヶ根2名、上伊那2名、南箕輪村社協2名	フードバンク等緊急支援に関する意見交換、情報共有
	1月13日(水) 11時～12時30分	駒ヶ根市役所	6名	駒ヶ根3名、伊那市1名、上伊那2名	前段のひきこもり支援の研修を受講後情報交換
中信	10月16日(金) 10時～12時	塩尻市保健福祉センター	8名	松本1名、塩尻1名、安曇野2名、東筑1名、大町2名、県社協1名	行政・ハローワークとの連携、緊急支援への対応、社会資源の活用等の情報交換
北信	8月21日(金) 15時～17時	県社会福祉総合センター 共用A室	15名	長野市2名、須坂2名、千曲2名、中野4名、飯山2名、信州長野1名、県社協2名	意見交換(相談支援概況)、業務上課題に関する協議、事例検討
その他	6月24日(水) 10時～12時	まいさぼ上伊那	6名	上伊那2名、木曾1名、東筑1名、県社協1名、上伊那圏域障がい者総合支援センター1名	センター運営、相談者支援に関する意見交換
	7月15日(水) 13時30分～15時30分	まいさぼ木曾	6名	上伊那2名、木曾1名、東筑1名、県社協1名	意見交換(相談支援概況、社会資源)
	8月19日(水) 10時～12時	塩尻市保健福祉センター	7名	上伊那2名、木曾1名、東筑1名、塩尻2名、県社協1名	意見交換(相談支援概況)、業務上課題に関する協議
	9月16日(水) 10時～12時	まいさぼ上伊那	5名	上伊那2名、木曾1名、東筑1名、県社協1名	共通テーマ「親子共倒れに至る可能性のある相談者の支援について」の協議
	10月19日(月) 10時～12時	まいさぼ木曾	5名	上伊那2名、木曾1名、東筑1名、県社協1名、県求人開拓員1名	県・求人開拓員の実践報告及び就労支援に関する意見交換
	12月25日(金) 14時～16時	南箕輪村ボランティアセンター	6名	上伊那2名、木曾1名、東筑1名、県社協1名、上伊那圏域障がい者総合支援センター1名	障がいに関する勉強会
東北信	2月19日(金) 14時～17時	長野市ふれあい福祉センター	25名	【内容】 ○基調講演「支援に役立つ法律知識のアドバイス」 ＜講師＞山本弁護士(金子法律事務所) ○事例検討 ○グループディスカッション	
中南信	2月17日(水) 10時～12時	飯田文化会館	17名	○事例検討＜講師＞佐藤准教授(松本大学) ※第2部「まいさぼ飯田ネットワーク会議」 2月17日(水) 13時15分～16時 ＜参加者＞129名(まいさぼ飯田関係機関) 《内容》まいさぼ困窮者自立支援制度の概要について、まいさぼ飯田実践報告、ディスカッション『支援を通じた地域づくりとは何か』	

地域研修の取り組み

<目的>

近隣のエリアのまいさぽ支援員が集まり、情報交換や共通のテーマの事例検討などを通じてスキルアップを図るとともに、日ごろの連携につなげる。

<主な内容>

●事例検討

(例) ひきこもり (傾向) のケース

●情報交換

(例) 企業や社会資源の開拓等について / 任意事業の取り組みについて等



◆ まいさぼレターの発行

<目的>

集合型研修に加え、より身近に、また、スピーディーに事業の理念、支援に係る実務の基本、先進事例等を紹介するため、2～3ヶ月に1度のペースで発行。

<主なコーナー>

●研修報告

国研修修了者の報告、県研修・地域研修・連絡会議などの報告

●関連情報

任意事業、フォーマル・インフォーマル支援、関連団体の取り組みなどを紹介

●まいさぼ情報

各地のまいさぼの取り組みや事業に対する考え方の紹介

●Q&A

日頃、疑問に思っている制度の内容や支援の方法を紹介

<特徴>

原稿を主にまいさぼ支援員、関係機関担当者、研修講師などが担当

まいさぽレター

増刊号

平成28年6月17日 発行

編集 社会福祉法人長野県社会福祉協議会
相談事業部

まいさぽレター 第8号

この号の内容

- 1 研修報告
 - ・事業推進セミナー
 - ・支援員研修【基礎編】
 - ・支援員研修【就労支援編】
- 2 関連情報
 - 認定就労訓練事業
- 3 まいさぽ情報
 - まいさぽ小話
- 4 Q&A
 - 仕事と住居を失った相談者への対応について

研修報告

生活困窮者自立支援制度 事業推進セミナー

4月22日、松本市浅間温泉文化センターにて、まいさぽ支援員の他、行政、社協、包括、福祉施設の職員や生活支援、就労支援に関係する方々など250名が参加してセミナーが開催されました。

基調講演①では、国の担当部署である厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室の鎌木津子自立支援企画調整官から1年その現状と課題、そして今後の展開をテーマに講演がありました。鎌木氏からは「本法は条文がわずか23条であり、地域の創意工夫を柔軟に反映できる法律」「主に人に投資しており、人

が人を支える制度である」「自ら相談に来つらい人も多いため、他機関からの紹介を広く受け止める体制を作っていくしてほしい」と支援員にエールが送られました。

基調講演②では、昨年引き続き生活困窮者自立支援全国ネットワークの奥田知志代表理事から、「生活困窮問題の本質とは」として、「生活困窮者に対する支援は『何が』必要かである一方、もう一つの困窮である社会的孤立では『誰が』必要かであり、人は、何のために働くのかという視点が重要である」と相談者の自尊心と自己有用感に着目し、支援する側とされる側をどう乗り越えられるかが地域づくりのポイントである」と熱いメッセージをいただきました。

最後に、「困窮者支援で地域を創る！」「個別支援を通じた地域づくり」をテーマに行われたパネルディスカッションでは、松本市社協四賀地区センターの山岸課長から、普段社協事業に來ない方のニーズ調査を行い、それをもとに、人づく

り、仕組みづくり、居場所づくりへと発展していった『ささえあい事業』の取り組みが話されました。山岸課長は「取り組みを通して、高齢の住民の方が困ったと言えるようになった」と話していました。

専門職として、パネラー参加した山本弁護士は、「弁護士はスペシャリストであるとともにジェネラリストの視点も大切であり、地域住民、社会資源、ネットワークが、何かあった時と集まって情報共有して、弁護士も活用しながら、本人も支援者たちも孤立させないことが大事である」と話しました。もう一人のパネラーのまいさぽ東御の佐藤主任相談支援員は、「1人の困りごとを放っておかない。そのためどうやって解決していったらいいかをみんなで考える必要がある。ありとあらゆる可能性を考える、認めることが大切である」と話しました。コーディネーターの奥田氏は「1人の困りごとが解決に向かうプロセスが『地域づくり』であり、そのプロセスをどうのようにより具現化していくのが専門職に問われている」と話しました。

生活困窮者自立相談支援制度事業推進セミナー H28.4/22 松本市浅間温泉文化センター

対象	まいさぽ支援員、社協職員、福祉事務所・NPO・就労支援員、行政職員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、障害者総合支援センター職員、福祉関係施設・団体職員、就労支援関係者等
内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政説明（泉地域福祉課） ◆基調講演①：「生活困窮者自立支援法施行から1年」厚生労働省 生活困窮者自立支援室 鎌木自立支援企画調整官 ◆基調講演②：「生活困窮問題の本質とは」生活困窮者自立支援全国ネットワーク 奥田代表理事 ◆パネルディスカッション：「困窮者支援で地域を創る！」～個別支援を通じた地域づくり～



Q&A 「こんなとき」「こんなこと」どう考えるか、分かりやすく伝えるコーナーです。

Q 『相談者の意欲が低い場合の支援について』
相談者本人のやる気スイッチがなかなか見つかりません。アドバイスをください！！

A その1

前提として、本人も見つけられないスイッチを支援者が見つけることは難しいという点があります。言い換えると「本人がやる気になって支援を希望しないうちは、何の誰のための支援（者）か？」がぼやけてしまうと思います。

一歩進んで「能力はあるのにやる気スイッチ（意欲）がない・みつからない」という方であれば、内側から湧き上がってくる原動力をどう引き出していかうこととなります。一言では言い表せませんが「効力感」（自分のある行動によってある事象が変化する）の手助けを相談者が感じるまで、力を借してじっくり待ち必要な時に的確に支援の手を差し伸べる「ゆとりを持つ」ことが肝心でしょうか。

（まいさぽ須坂 戸谷主任相談支援員）

その2

以前、やる気がなかったり支援を拒否する傾向の方に出会いました。支援について説明をしたりしましたが受け入れられませんでした。その後、訪問に出たついでに何気なく立ち寄ると、意外と話をしてくれました。そして1年経つように訪問を続けて他愛もない話をしていました。すると、1年経つたある日、「あなたなら支援してもらいたい」と言っていたが、支援が動き出したということがありました。そして、本人からは「知られたくない悩みがあった」と後から聞きました。

相談者本人が支援者を受け入れるまでに時間がかかりますし、やる気を出してもらうきっかけをつかむにも時間がかかることが多いのではないかと思います。逆に言えば、支援者や関係者で連携、相談してどうやって本人と信頼関係を築いて、やる気を出してもらえるか、それがまいさぽとしての腕の見せ所なのではないでしょうか。

（まいさぽ千曲 水澤相談就労支援員）

その3

本制度における自立支援は、「本人が自らの意思で自立に向けて行動できるようになること」が基本となっています。そして、本人が抱えている課題に対処できるのは本人だけということ、また、本人はそもそも持っている力を奪われた状態にあるということを基本的視点に置くことが重要だと感じます。

「ご本人が抱える課題を重視し、解決の主役となって方法を選び、自分の生き方を選択する」ということに対して、支援者としてどのように働きかけるかという過程には相当時間がかかることが想定されますが、この過程こそ本人が自立していくために欠かすことのできない支援過程だと言われており、実は相談援助の最大のテーマなのかもしれません。

だからこそ、「それには、これ！」といった支援方法はなく、対象になる方の特性や属性、課題の複合度合々によって支援の仕方は全く異なるものになると思われます。本人に「寄り添い」ながら一緒に考えていくことも大切ですが、支援の過程においては高い専門性が求められる状況も多々あります。特に「やる気」「意欲」に対してはどのような動機づけができるのか支援員として日々探しながらの実践となります。動機づけの上手な支援員を見つけ、話を聞きながら実践に取り入れてみたり、専門書の中で深く掘り下げて研究することも必要になります。また全国での支援員同士の「情報共有をしながら意見交換をする形」は、同じ悩みを持つ仲間ができやすく、支援員同士としてとても心強い関係性を築けるとと思います。

（まいさぽ信州長野 佐藤センター長）

◆福祉だより信州(長野県社協機関紙)への掲載<毎月2ページ>

まいさぽ通信

「生活困窮者支援を通じた地域づくり」に着目して、各地域の生活就労支援センター『まいさぽ』の取り組みを紹介

まいさぽレター(概略版)

「まいさぽレター」から記事を一部抜粋して紹介

昭和27年1月11日 第三種郵便物認可第734号 創刊28年7月25日発行

まいさぽ通信

生活困窮者自立支援制度の目標の一つに「生活困窮者支援を通じた地域づくり」があります。このコーナーでは、その部分に着目して、各地の生活就労支援センター「まいさぽ」の取り組みを紹介します。

■花咲く時期はそれぞれにあり、それぞれに心許す場所がある

まいさぽ飯田は、長野県社会福祉協議会と飯田市社会福祉協議会が長野県と飯田市からそれぞれ受託し、共同事務所で実施しています。生活困窮者自立支援制度の目標である「自立と尊厳の確保」「支援を通じた地域づくり」をもとに、「花咲く時期」と「心許す場所」に気づくために、複合的な課題を抱える方に寄り添い、解し、繋げ、結びを繰り返して相談支援をしています。

仕事や生活に関する情報だけでなく、地域の様々な情報が集まる「創造のハブステーション」を目指しているため、まいさぽ飯田の玄関をくぐると、仕事や生活支援の情報に加え、市3町9村の広報誌を始め地域にあるたくさんの文化や芸術の情報も集まっています。

市瀬所長は「支援員一人一人のネットワーク、フットワーク、スマイルワークをチームワークに重ねて、赤い糸をつなげることが大きな地域ネットワークへと広がる礎となる」と語ります。そして、「相談者は働くという意識を持って、地域の中で役割を見つけている。ネットワークの輪を広げ、地域の中で仕事づくりをしていくために、飯田・下伊那地区で共有できる地域づくりのネットワークを広げることが大切である」と語っていました。

まいさぽ飯田

(長野県下伊那生活就労支援センター-飯田市生活就労支援センター)
〒395-0051 飯田市高羽町6-1-3 コクサイビル1階
TEL 0265-49-8830 FAX 0265-49-8692
対象エリア/下伊那郡・飯田市
人口/161,612人(H28.6.1長野県毎月人口異動調査結果)



ピンクハンサナーがOne Jobを支援(切手、はがき、テレホンカードの整理等)



飯田衆村(11 DASH村)九人衆

地域研修報告

支援員地域研修【東北信会場】

2月19日(金)に、長野市ふれあい福祉センターにて東北信エリアのまいさぽ支援員を中心に27名が参加して研修が開催されました。

冒頭、金子法律事務所の山本弁護士弁護士から「支援に役立つ法律知識のアドバイス」をテーマにした基調講演がありました。山本弁護士からは、債務整理について「任意整理」「自己破産」「民事再生」のそれぞれの種類を、具体例を交えながら分かりやすく丁寧にお伝えいただきました。

参加した支援員からは「法テラスの利用方法も教えてもらい、実際の業務にすぐに活かせる重要なポイントを分かりやすく知識として入

支援員地域研修【中南信会場】

2月17日(水)に、飯田文化会館にて開催され、実際に対応している事例を支援員が2グループに分かれて

「50代男性が相談者で、同居の親戚が知人とのトラブルで発生した債務の支払いで世帯が窮乏に陥ってしまったケースを検討しました。事例を提供した支援員からは、「今回の研修では、動き始めたケースを基に事例を提供したが、複雑なケースだからこそ複数の視点、発想が必要である」とあらためて実感した。新たな視点が新たな支援の可能性となって広がる良いヒントをいただけた」とコメントが寄せられました。

まいさぽ

レター(概略版)

vol.8

まいさぽレターとは、「生活困窮者自立支援法」に基づき県内23箇所に設置された生活就労支援センター(まいさぽ)の支援員のスキルアップや情報交換を目的として、本会相談事業部が各まいさぽや福祉事務所へ定期的に配信しているものです。今回は、平成28年3月29日に発行された第7号の「地域研修報告」のコーナーの中から記事を一部抜粋して紹介します。

検討しました。

講師の松本大学の佐藤准教授からは「個別支援から地域づくりを考えたい際に、困窮問題は家庭や個人の問題としてアンタックチャブル(触ることができない)で地域住民にとりついてアリティが無いことが挙げられる。まいさぽの支援は、ケースワークを行うことで本人との信頼関係を構築し、本人が地域で主体になれるように発信力、受援力を高める支援を行い、「地域に響かせる」「地域に働きかける」「地域に合わせる」ことで地域住民にリアリティが生まれる。ただ、これらの取り組みには時間がかかるため、福祉関係機関と地域住民との間に時間軸の違いが生じるが、本人が地域で暮らしていくためには必要なことなので、支援員には長い視点で取り組んでもらいたい」と熱いエールをいただきました。

まいさぽ支援員地域研修【東北信会場】
H28.2/19 長野市ふれあい福祉センター
【基調講演】
「支援に役立つ法律知識のアドバイス」
講師：金子法律事務所 山本弁護士
【事例検討】
進行：まいさぽ長野市 土屋所長
【グループディスカッション】
まいさぽ支援員地域研修【中南信会場】
H28.2/17 飯田文化会館
【事例検討】
事例提供：まいさぽ駒ヶ根、まいさぽ伊那

生活就労支援センター

まいさぽ

相談無料
秘密厳守

平成27年4月から
生活困窮者自立支援法
がスタート

をご利用ください。

仕事を
したくても
見つからない。

仕事を
離れてから長く
なかなか就職
できない。

病気があり
仕事や生活が
不安。

生活や就労などで お困りの方の総合的な支援を行います

ひきこもり
状態から
抜け出したい。

生活に
困っているが
頼れる人が
いない。

借金を抱え
住む家も
なくなりそう…。

一緒に問題解決の方法を考えましょう。



受けとめます

相談員があなたの
悩みに寄り添い
お話を聞きます。



整えます

困っていること、
課題となっていることを
整理します。



支援します

解決に向けて、
支援計画を立て
継続的に支援します。